

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	91 件
国民年金関係	42 件
厚生年金関係	49 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までの期間及び 38 年 1 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

3 人目の子供が昭和 47 年*月に生まれた。3 人目からは市から補助が出ると聞き、生まれてすぐ夫が A 市役所に手続に行ったところ、「国民年金保険料を納めていないので補助は支給できない。」と言われ、夫婦で国民年金に加入し、36 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を納めた。保険料は子供が生まれた月の末には夫が銀行から納めたと記憶している。

昭和 41 年度及び 42 年度が免除の記録になっているが、そのころ、加入手続をした記憶も無いし、免除の手続をした記憶も無い。

夫婦で一緒に国民年金保険料を納めたのに、私だけ申立期間が未納の記録にされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年*月ごろ、A 市から国民年金への加入勧奨を受け、夫が夫婦の国民年金の加入手続を行い、後日、銀行から二人分のさかのぼった国民年金保険料を納めたと申し立てている。

そこで、A 市国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及びその夫は昭和 47 年 6 月 2 日に加入手続を行っていることが確認でき、この時期は、第 1 回目の特例納付実施期間中であることから、申立期間の国民年金保険料は特例納付及び過年度納付により納付することが可能である。

また、申立人の夫の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、特殊台帳及び A 市国民年金被保険者名簿から、昭和 36 年 4 月からの保険料が納付されていることが確認できるが、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて特例納付及び過年度納付によりさかのぼって保険料を納付したと考えられ、申

立内容と符合する。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間に続く昭和 47 年 4 月以降、夫婦が 60 歳に到達するまでの間に国民年金保険料の未納が無く、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人が所持する夫婦の国民年金手帳を見ると、申立期間に続く昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料の納付日は同じであることから、夫婦同一の納付行動がとられていたことがうかがえ、申立人についても、夫と同じように特例納付及び過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 37 年 2 月から同年 12 月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

申立期間は未納の記録とされているが、この 1 年間以外はすべて納付済みとなっている。約 38 年も前のことで記憶が定かではなく、領収証等も残っていないが、おそらく実家の父親が納めてくれていたはずであり、未納とされていることは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間については、申立期間を除き、すべて国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間を含む 20 歳から昭和 47 年 6 月までの期間については、申立人の父親が、申立人の実家である A 市で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は 46 年 3 月に A 市から B 市へ転居していることが確認でき、申立期間において、A 市に住民登録されていないものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号の欄に「49.10.28 B市へ C社保より」と記載されていることが確認でき、この記載内容について日本年金機構 D ブロック本部 E 事務センターによると、B 市への住所異動について、49 年 10 月 28 日に C 社会保険事務所（当時）から F 社会保険事務所（当時）へ連絡があり、特殊台帳を C 社会保険事務所に移管したものと考えられるとしており、それまでの期間は F 社会保険事務所において申立人の台帳管理が行われていたものと推認され、申立人の主張する期間について、申立人の父親が A 市で保険料を納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人が所持する領収証書によると、申立人が 20 歳となる昭和

41年*月から44年*月までの3年3か月の国民年金保険料が45年3月27日に過年度納付されていることが確認でき、申立人の父親が、申立人について未納期間が生じないように保険料を納付しようとしたことがうかがえる上、A市の被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立期間の前後の期間はA市で保険料が納付されたものと推認されることから、申立人の父親が申立期間の12か月についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成元年3月まで

私は昭和63年6月に会社を退職した後、独立して会社を設立した。退職後の私の国民年金については妻が管理していたが、年金加入を中断させてはならないという思いを夫婦共に共有していた上に、妻は年金に対する理解も深かったので、退職後遅れることなく国民年金への加入手続を行い、それ以来、送られてきた納付書によって銀行及び郵便局で（後には口座振替によって）欠かさず国民年金保険料の納付を行ってきたはずである。このようなことから、申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間を含む昭和63年6月から平成元年3月までの期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人に係る加入手続が行われた時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に近接した手帳記号番号が払い出された第3号被保険者に係る事務処理日から、平成元年9月ごろと推認され、この時点においては、申立期間については過年度納付が可能である。

さらに、申立人は、加入手続以降、納付書の送付があれば、欠かさず保険料を納付してきたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間に係る過年度納付書が発行されていたものと考えられる上、平成元年6月から同年10月までの5か月の国民年金保険料を過年度納付していることが確

認でき、未納期間が生じないように保険料を納付していることがうかがえ、納付意識の高い申立人の妻が申立期間の9か月についても過年度納付したとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から41年3月まで

会社を辞めて間もない昭和40年ごろ、元妻がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。

元妻によると、B市に転居した時、夫婦の国民年金保険料に私の未納分を加えた月額540円(一人当たり180円)を10か月にわたって市役所に納めたことがあったとも聞いているが、そのほか、元妻については申立期間を含む昭和40年度の領収証書が残っている上、元妻は常に二人分を一緒に納めてきたと言っており、同年度の保険料を納める時に、私の申立期間の保険料も一緒に納めてくれたはずだ。

未納などあるはずがなく、納得できない。よく調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年11月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立期間については過年度納付が可能である上、申立人が所持している申立人の元妻の国民年金領収証書によると、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻は、申立期間を含む40年4月から41年3月までの期間を過年度納付していることが確認でき、いつも二人分の保険料を納付していたとする申立人の元妻が、申立人の申立期間である9か月の保険料についても過年度納付したとしても

不自然ではない。

さらに、上記の元妻の領収証書については、領収日付印が欠落していることが確認でき、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても事務的過誤が生じた可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 40 年 3 月まで
昭和 38 年 9 月ごろに母親が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。
申立期間の国民年金保険料については、当時同居していた両親と姉に私を加えた 4 人分を、母親が集金人に毎月納め、年金手帳にはんこを押してもらっているのを見た記憶がある。当時の保険料月額は、100 円又は 150 円だったと思う。
一緒に納めた両親及び姉が納付済みとなっているのに、私だけが未納の記録とされているのは納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻するまでの期間の国民年金保険料については、家族の保険料と一緒にその母親が納付していたとしているところ、申立人については、昭和 46 年 11 月に婚姻するまでの期間のうち、申立期間及び同年 7 月(厚生年金加入期間と国民年金加入期間の間の 1 か月)を除くすべての期間が保険料の納付済期間である上、申立人の母親が保険料と一緒に納付していたとしている申立人の両親及びその姉については、申立期間を含め、国民年金加入期間についてすべて納付済期間であり、家族の保険料を納付していたとする申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 2 月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立期間については、過年度納付等により国民年金保険料を納付することが可能である。

さらに、申立人の姉は、自分自身の国民年金保険料について、さかのぼってまとめて納付した旨母親から聞いたことがある上、跡取りの立場にある申立人を差し置いて、私だけがそのような扱いを受けることは考え難いと証言しているところ、申立人の姉に係るA市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の姉が昭和36年10月から37年3月までの保険料が38年3月に過年度納付により、37年4月から38年3月までの保険料が同年2月に現年度納付により、それぞれさかのぼってまとめて納付されていることが確認でき、申立人の姉の証言と一致するとともに、未納期間が生じないようにさかのぼって姉の保険料を納付している申立人の母親の納付行動からすると、申立期間の19か月についても、姉同様にさかのぼって保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年3月まで
② 昭和54年7月から55年12月まで
③ 昭和56年7月から同年12月まで
④ 昭和58年4月から59年3月まで
⑤ 昭和59年10月及び同年11月

A市B区役所から国民年金制度が発足した旨の通知が届いたように思うが、夫婦一緒に自宅で仕事をしていたので、集金人来てもらい、妻が夫婦の国民年金の加入手続を行い、それ以来、自宅に来る集金人に、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。

妻は、A市C区へ転居して以降の納付方法については、よく覚えていないが、送られて来た納付書により、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局で納付した記憶があると言っている。

申立期間当時は、いずれも夫婦で昼夜を問わず働いており、お金に困ることが無かったので、老後に少しでも年金を受給できればと思い、妻が国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されている上、夫婦の納付日が確認できる昭和57年1月以降における国民年金保険料の納付日については、基本的に夫婦同一であるとともに、夫婦の納付状況がほぼ一致していることから、申立内容のとおり、妻が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたものと認められるところ、申立期間②のうち、55年10月から同

年12月までの期間については、妻は保険料を納付済みである上、当該期間は3か月間と短期間であることなどを踏まえると、妻が当該期間の保険料と一緒に納付していたものとみても不自然ではない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和54年7月から55年9月までの期間並びに③から⑤までについては、申立人の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたとする妻も同様に保険料の未納期間となっている。

また、申立人夫婦は、昭和57年10月にB区からC区へ転居しているが、妻は、国民年金保険料の納付に関しては、転居前は集金人に納付していたとし、転居後は、よく覚えていないが、納付書により郵便局で納付した記憶があるとするのみであり、申立期間の保険料を納付したとする具体的な陳述を得ることができないほか、申立期間は5つの期間である上、合計4年以上の長期間に及んでおり、これだけの回数及び期間にわたり、複数の行政機関において、夫婦同時に事務処理を繰り返し誤ることは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、妻が、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和54年7月から55年9月までの期間並びに③から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 47 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで

時期は定かではないが、自分で A 市 B 区役所へ行き、国民年金への加入
手続をした。

申立期間については、3 か月ごとに自宅へ来た集金人へ、合わせて
1,500 円ほどの国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料について、未納とされていることに納得でき
ない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、
A 市 B 区において、昭和 43 年 8 月 30 日に払い出されており、この手帳記号
番号の払出時期からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するこ
とは可能である。

また、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降の国民
年金保険料は、夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、第 3 号被保険
者期間ではなくなった平成 2 年 4 月から同年 7 月までの 4 か月を除き、すべ
て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は、合わせて 6 か月と短期間であり、それぞれの前後の
期間の国民年金保険料については、いずれも納付済みである。

加えて、申立人は、申立期間①及び②のいずれの国民年金保険料について
も、3 か月で 1,500 円ほどであったと陳述しているところ、申立期間の保険
料はいずれも 3 か月で 1,350 円となり、金額がおおむね一致する。

このほか、申立期間における住所などの生活状況に特段の変化は無く、夫の仕事も順調であったと認められる申立人が、申立期間の国民年金保険料について未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月

勤務していた会社が平成6年8月*日に倒産し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した。

後日、A社会保険事務所(当時)から妻に対して第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続を促す通知が送られてきたのを見て、自分も国民年金への切替手続を行っていないことに気付いたので、B市C区役所に出向き、妻の種別変更と自分の切替手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、自分でD銀行E支店で納付したはずなのに、申立期間が未加入期間と記録されているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻のオンライン記録を見ると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、妻は、申立期間について、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っており、また、申立期間の国民年金保険料についても納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間以外にも2度にわたり、自身の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、自身に係る国民年金被保険者資格の取得手続及び妻に係る第3号被保険者資格から第1号被保険者資格への変更手続を的確に行うとともに、それぞれの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、妻に対して第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を求める通知が送られてきたため、自身についても厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていないことに気づき、C区役所へ出向き手続を行ったとしているところ、申立人の妻は、当該期間に係る第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の勧奨通知及び平成6年9月26日付け

の領収証書を所持している。

加えて、申立人は、所持する日記の中で、平成6年9月22日にD銀行へ出向いた旨の記載があったことを端緒に、「当時、毎月25日が給料日であったが、当月は祝祭日の関係により平成6年9月22日の木曜日が給料日となったため、同日にD銀行に出向き、ほかの支払いとともに申立期間の国民年金保険料を納付し、帰宅後、妻に対して、妻自身の保険料の納付を促したことを思い出した。」旨を、具体的に陳述しているところ、上記のとおり、妻の申立期間に係る国民年金保険料の納付は、その翌週である同年9月26日に行われていることが確認でき、これら一連の申立人の陳述内容の信ぴょう性は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年3月
② 平成10年4月から11年3月まで

昭和46年3月ごろに、姉が私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料については、自分で納付するよう姉から言われ、国民年金手帳を渡された。

申立期間①については、加入当初の時期に、A市役所へ出向いて、役所の職員に納付すべき国民年金保険料を確認し、その場で納付書を作成してもらい、郵便局で納付したことを記憶しており、未納とされていることは納得できない。

申立期間②については、平成9年又は10年ごろに交通事故に遭ったので、当時の状況からして納付していない可能性が高いが、念のため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和46年8月18日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間①及び②以外に国民年金保険料の未納は無い上、昭和54年10月から55年9月までの保険料については前納するなど納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①は1か月と短期間である。

加えて、申立人は、A市役所に出向いた際に、納付書を作成してもらい、

郵便局で納付した旨を具体的に陳述しているところ、その内容は、申立期間①当時の同市における過年度保険料の取扱方法と符合しており、納付意識の高い申立人が、過年度納付が可能な加入当初の期間である申立期間①の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人自身、事故により入院及び通院をしており、国民年金保険料を納付していた自信は無いとしている上、オンライン記録を見ると、平成12年6月5日付けで当該期間に係る納付書が作成された記録が確認できることから、その時点において、当該期間の保険料は未納であった可能性が高い。

また、申立期間②直後の平成11年4月から12年3月までの期間については申請免除、同年4月以降については法定免除となっていることからみても、その直前の申立期間②の国民年金保険料について、過年度納付したとも考え難い。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を一括して納付したとした場合、その金額は15万円程度となることから、申立人は、そのような高額な金額の保険料を同時期に納付した記憶は無いとも陳述している。

加えて、申立人から申立期間②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで
② 昭和52年7月

私の所持する国民年金保険料領収証書を見ると、申立期間①の国民年金保険料を2回納付しており、A年金事務所に問い合わせると還付していると言われたが、還付金を受けとった記憶は無い。

申立期間②については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたはずであり、妻の申立期間②の保険料は納付済みとされている。

申立期間①及び②の国民年金保険料について、還付済み及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和51年5月31日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出以降60歳に至るまで、申立期間①及び②を除き国民年金保険料をすべて納付している上、60歳から年金受給額を増やすために高齢任意加入し、納付可能な65歳まで保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付を担っていた妻の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②について、当該期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする妻の保険料は納付済みとなっている。

加えて、A市が保存する国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②の国民年金保険料は納付済みとされている。

このほか、申立期間②は1か月と短期間である上、前後の国民年金保険料は現年度納付しており、申立人の保険料納付を担っていた納付意識の高い申立人の妻が、当該期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人の所持する国民年金保険料領収証書を見ると、申立人主張のとおり、昭和51年3月11日及び同年4月21日に、当該期間の国民年金保険料を重複して納付していることが確認できる。

しかし、特殊台帳を見ると、「還付 50.4～51.3 ￥13,200円 51.7.23」との事跡が確認でき、申立期間①の国民年金保険料が重複納付されたことにより、昭和51年7月23日に還付決議が行われたとする記録に不自然な点は認められない。

また、申立人は、重複納付した国民年金保険料について、還付された記憶が無いと主張するのみで、還付が行われなかった事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月21日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、関連会社のB社からA社に異動した時期であり継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し(昭和57年7月21日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年8月の社会保険事務所の記録から34万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和57年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、商業登記の記録により、同社は56年6月に設立されていることが確認できる上、申立人及び元同僚の陳述から判断して、申立期間当時、同社では5人以上の従業員が勤務していたと推認されることから、同社は申立期間も当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和44年8月30日）に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月30日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B本社から同社C支社へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間も継続して同社に勤務し（昭和44年9月1日にA社B本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年7月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から16年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時の給与支払明細表を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により本来届け出るべき報酬額を社会保険事務所(当時)に届出していなかったとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から16年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与計算書をA社が保管しているので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社が保管する申立人に係る給与計算書の報酬月額又は保険料控除額から、申立人の標準報酬月額は、平成12年4月から同年12月までの期間、13年2月から14年6月までの期間及び16年5月から同年8月までの期間については、24万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、給与計算書が保管されていない平成13年1月及び14年7月から16年4月までの期間については、事業主が、「申立期間の控除

額は変更しておらず、給与額もほぼ固定していた。」と陳述しているところ、給与計算書で確認できる申立期間の保険料控除額に変化は無く、報酬月額も控除額に見合う標準報酬月額と同額又は上回る金額である上、同僚が保管する申立期間の全期間の給与支払明細表を見ても、保険料控除額及び報酬月額に変動が見られないことから、当該期間の標準報酬月額も、申立人に係る給与計算書で確認できる報酬月額及び保険料控除額と同額であったと推認され、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により本来届け出るべき報酬額を社会保険事務所（当時）に届出ていなかったとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から16年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与計算書をA社が保管しているので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る給与計算書の保険料控除額から、申立人の標準報酬月額は、平成12年4月から同年12月までの期間、13年2月から14年6月までの期間及び16年5月から同年8月までの期間については、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、給与計算書が保管されていない平成13年1月及び14年7月から16年4月までの期間については、事業主が、「申立期間の控除額は変更しておらず、給与額も固定していた。」と陳述しているところ、給与計算書で確認できる申立期間の保険料控除額及び報酬月額に変動は見られない上、同僚が保管する申立期間の全期間の給与支払明細表を見ても、保険料控除額及び報酬月額に変動が見られないことから、当該期間の標準報酬月額も、申立人に係る給与計算書で確認できる報酬月額及び保険料控除額と同額であったと推認され、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により本来届け出べき報酬額を社会保険事務所（当時）に届出でなかったとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年4月9日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年11月から20年4月まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間に同社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の社員調書から、申立期間のうち、昭和19年1月4日から20年4月8日までの期間について、申立人がA社で勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、資格喪失日は記録されておらず、申立人のほかにも、資格取得日は記録されているが、資格喪失日が記録されていない元従業員が複数確認でき、申立期間の同社に係る社会保険事務所の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の社員調書において、申立人と同年の昭和20年に退職していることが確認できる元従業員3人について、前述の被保険者名簿を見ると、記録されている資格喪失日は、社員調書に記録されている退職日とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年4月9日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る前述の被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年11月から19年6月1日までの期間については、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは同年6月1日であることから、申立人は、制度上、厚生年金保険被保険者となることができない。

また、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足前の準備期間に当たるため、申立人が同年6月1日に被保険者資格を取得していることが前述の被保険者名簿で確認できるものの、当該被保険者期間は、制度上、保険給付の計算の基礎とならない。

これらのことから、申立人が当該期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年1月21日に、資格喪失日に係る記録を同年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年8月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和49年1月に同社に就職し、B業務に従事していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、昭和49年1月21日から同年9月14日までA社で勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる元従業員に照会したところ、申立人と同じB業務に従事していたとする元従業員で、申立期間の約3か月前に被保険者資格を喪失している者及び申立期間の約1か月後に被保険者資格を取得している者の両人が、それぞれその勤務したとする期間に厚生年金保険に加入していることが確認できた。

さらに、元従業員11人について、A社が雇用保険の適用事業所となった昭和48年8月1日以降の同保険の記録を調査したところ、申立期間に被保険者記録の有る5人及び前述の申立人と同職種であった2人を含む10人が、雇用保険と厚生年金保険の加入期間がおおむね一致していることから、同社では、従業員を両保険に同時に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の申立人と同職種であった元従業員二人のA社における社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、A社は当時の資料等を保管していないとしていることから、申立期間当時の状況は不明であるが、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年1月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成8年8月から15年3月までは44万円、同年4月から同年8月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から15年10月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額と比べて低く記録されていることが分かった。給料明細書等を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書、源泉徴収票及び市・県民税特別徴収税額の通知書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成8年8月から同年11月までの期間、11年1月から同年11月までの期間、12年3月から同年7月までの期間、13年1月から同年3月までの期間、同年5月から同年8月までの期間、同年10月から14年2月までの期間、同年4月から同年6月までの期間、同年9月及び同年11月から15年3月までの期間は44万円、同年4月、同年5月及び

同年7月は47万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年12月から10年12月までの期間、11年12月から12年2月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、13年4月、同年9月、14年3月、同年7月、同年8月、同年10月、15年6月及び同年8月については、保険料控除額及び報酬月額が確認できる資料は無いが、当該資料の有る期間において確認できる申立人の保険料控除額及び報酬月額は一定であり、オンライン記録を見ても、申立人の申立期間における標準報酬月額は同額であることから判断して、8年12月から10年12月までの期間、11年12月から12年2月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、13年4月、同年9月、14年3月、同年7月、同年8月及び同年10月は44万円、15年6月及び同年8月は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため明らかでないものの、給料明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年9月については、申立人提出の同年分の所得税の確定申告書控えに記載の社会保険料控除額等から、同年9月の保険料控除額が推認できるところ、当該保険料控除額から算定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7736 (事案 4722 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和29年5月31日)及び資格取得日(昭和30年3月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月31日から30年3月1日まで

私は、申立期間当時、一緒に仕事をしていた同僚の名前を思い出し、申立期間においても、これら同僚と同じ身分(処遇)、勤務時間及び勤務内容でずっと一貫して勤務し、給与手取額にも変化は無く、病気などで休職したこともないので記録が無いのは納得がいかない。

また、当時、子供が小さくてよく通院していたので、健康保険被保険者証の医療機関記載欄が一杯になり、更新のため会社に同被保険者証を渡した記憶はあるが、申立期間中に同被保険者証が失効した記憶は無いので、もう一度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時の事業主の息子から、「申立人は、社宅に2年ぐらい住んでいたことを記憶している。」旨の陳述が得られたものの、申立期間当時の事業主及び同僚は、全員が故人又は所在不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認できなかったことから、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの当委員会の決定に基づき、平成21年11月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てを受けて再調査したところ、上記事業主の息子は、前回と同じく、「申立人が申立期間当時、社宅に居住していたことは間

違いなく、いったん、会社を辞めたのであれば、10 か月もそのまま居座っておられる状況ではなかったはずであるし、いったん、退社して再入社したという記憶も無い。」と陳述しており、申立人は申立期間も社宅に入居しA社に継続して勤務していたものと推認される。

また、今回新たに申立人の退職後に入社した同僚に照会したところ、「私は、B県からC県の知人を頼って、見習いとしてA社に入社し、会社の社宅に入居した。正社員ではなかったので社会保険には加入していなかったと思っていたが、最近になって、入社当初からの加入記録が有ることが分かった。私のような見習いも加入していたのだから、当時は全員が加入していたのではないか。社宅は工場の裏にあり、入居している間に、いったん退職したり休職することは考えられない。当時の事業主の息子は、私より5歳下で同じ敷地内で暮らししており、会社の事情に詳しくだったので、同氏の話は正しいと思う。」旨の陳述が得られた。

さらに、申立人が当時、ペアを組んで一緒にD業務に従事していた同僚二人には申立期間を含め加入記録が確認できるほか、申立人の申立期間に係る保険料控除が継続していなかったとする特段の事情はうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間当時の従業員は10人ぐらいであったとしているところ、A社に係る被保険者名簿において、申立期間中の被保険者数は11人とほぼ一致していることから、同社では、当時、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年4月の社会保険事務所(当時)の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も故人であるため不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年5月から30年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年4月1日から同年9月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正する必要がある。

申立人は、申立期間のうち、平成14年9月30日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成14年9月30日）及び資格取得日（平成14年11月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間のうち、平成14年11月1日から16年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、14年11月から15年3月までは24万円、同年4月から同年12月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月1日から同年9月30日まで
② 平成14年9月30日から同年11月1日まで
③ 平成14年11月1日から16年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び③の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額よりも低く記録されているほか、申立期間②の加入記録が無いことが分かった。

当時の給与明細書を提出するので、申立期間①及び③については実際の給与額及び保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正するとともに、申立期

間②については厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、申立人の資格喪失日（平成14年9月30日）より後の平成14年10月3日付けで、同年4月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録では、A社における申立人以外の従業員6人についても、標準報酬月額の記録が、申立人と同様に、平成14年10月3日付けで同年4月1日にさかのぼって最低等級の9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人提出の平成14年4月から同年8月までの給与明細書を見ると、訂正前の標準報酬月額におおむね相当する額の給与が支給されており、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の滞納処分票により、申立期間当時、A社には厚生年金保険料の滞納があったことが確認できるところ、事業主は「当時は資金繰りが苦しく、保険料を滞納していたので、社会保険事務所の指導に従って標準報酬月額の変更届を提出した。」と陳述している。

さらに、商業登記の記録から、申立人はA社の役員ではなかったことが確認できるところ、事業主も、「申立人はB業務従事者であり、社会保険事務等には関与していない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成14年10月3日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと考^{そきゅう}え難く、申立人について同年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無^{そきゅう}いことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②については、オンライン記録によれば、申立人は、平成14年9月30日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同社で再取得していることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録及び申立人提出の給与明細書から、申立人は申立期間もA社で勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書に記載されている保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険

事務所は申立人に係る平成14年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成14年11月から15年3月までは24万円、同年4月から同年12月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は正しい届出を行っていなかったことを認めていることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和32年10月30日）及び資格取得日（昭和33年11月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月30日から33年11月15日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A船に乗っていた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間もA船に乗っていたことは、船員手帳の記録からも明らかなので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A船（B氏所有）において、昭和32年10月30日に船員保険の被保険者資格を喪失し、その後、33年11月15日に、同じA船で資格を再取得していることが確認でき、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人提出の船員手帳及び事業主提出の船員名簿から判断して、申立人は、申立期間もA船に乗っていたことが確認できる。

また、上記船員手帳及び船員名簿を見ると、申立期間中の昭和33年7月5日に、給与等の変更があった旨の記載が確認できる。

そこで、A船に係る船員保険被保険者名簿において申立期間当時に申立人と同様に1年以上の被保険者記録が有る24人を抽出し、このうちの21人（申立人を含む。）について、事業主から提供を受けた船員名簿を確認したところ、申立人と同様に昭和33年7月5日に給与等の変更の記載が有る19人中17人

(申立人と同職種の2人を含む。)は、申立期間に継続して船員保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA船における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年10月から33年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月3日から同年10月3日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社で継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、E健康保険組合提出の健康保険資格喪失証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務し(昭和36年10月3日にA社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年8月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料を保存していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 1 日から 5 年 7 月 31 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初16万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年7月31日。申立人も同日付けで被保険者資格を喪失）より後の平成5年8月6日付けで、4年2月1日に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人に係る遡及訂正は、直前の定時決定（平成4年10月1日）を超えて行われているほか、当該事業所におけるほかの厚生年金保険被保険者二人（事業主を含む。）についても、申立人と同日付けで標準報酬月額又は資格喪失日が遡及訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記の記録から、申立人はA社の取締役であったことが確認できるものの、申立人は、「B業務を手伝っていただけで経営上の実質的な権限は無く、社会保険事務の手続もすべて事業主が行っていた。」旨陳述しており、このほかに申立人が上記遡及訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成5年8月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものと考えるべく、申立人について4年2月1日までさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年8月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月1日から同年10月1日まで
② 昭和20年5月16日から同年8月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

昭和18年12月に旧制中学校を繰上げ卒業し、19年3月1日から終戦の20年8月ごろまで継続してA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社に係る補助簿(日本年金機構Bブロック本部C事務センターは、同社に係る記録について、年金手帳記号番号の払出し順に記録された補助簿は有るが、申立期間当時に作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿は現存していないとしている。)及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、昭和20年5月16日の資格の喪失の原因が「転勤」と記録されていることから、申立人は同日付けで退職したわけではなく、引き続き同社で勤務していたものと推認されるところ、申立人は、「昭和20年5月ごろA社のD工場からE工場に転勤となり、終戦の同年8月ごろまで勤務した。」と陳述しており、前述の転勤の記録と符合する。

また、申立人は、昭和20年8月ごろまでA社で勤務したと陳述しているが、同社における被保険者の多くは、同社が解散した同年8月26日に資格を喪失していることが前述の補助簿において確認できることから、申立人も同日までは同社で雇用されていたものと推認できる。

一方、申立期間当時に作成されたA社に係る被保険者名簿について、日本年金機構Bブロック本部C事務センターは現存していないと回答しており、何らかの事情により消失したものと推認される。また、現存する補助簿は被保険者名簿に代わるものとして後に復元されたと考えられるが、オンライン記録が有りながら補助簿に氏名が確認できない者及び補助簿において資格を取得した旨記載されている被保険者の中には、資格取得日が厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録と一致しない者が多数確認でき、被保険者名簿の復元が十分に行われなかったことがうかがえる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の消失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な消失等から半世紀を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に消失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年4月の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、90円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿を紛失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

申立期間①については、当時、労働者年金保険法の適用範囲は、一定の事業所に使用される「男子筋肉労働者」に限定されており、その後、昭和19年2月の同法の大幅改正により、名称を厚生年金保険法に改めるとともに、同年6月1日から適用範囲を「一般職員を含む男女労働者」に拡充し、その保険料納付は同年10月1日から施行された。

一方、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人に係る欄を見ると、「改」を○で囲った印が押されていることが確認できる。これは、昭和19年6月1日の厚生年金保険法の施行時において、従前から健康保険の被保険者で

あったことを示すことから、申立人は、時期は特定できないものの、同年5月31日以前からA社で勤務していたと認められる。

しかし、申立人は、A社で従事していた業務について、F業務であったとしていることから、労働者年金保険の被保険者である肉体労働者には該当せず、同保険の被保険者にはなれなかったものと考えられる。

また、前述の「改」を○で囲った印は、前述のとおり、昭和19年6月1日の制度改正により被保険者の適用範囲が拡大された際に被保険者となったことを示すことから、保険料の徴収及び被保険者期間の算定は、同年10月1日から開始されたと認められる。

さらに、A社は、申立人に関する資料が保存されていないことから、申立期間の保険料を控除したかは不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年10月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年10月から同年12月までは7,200円、24年1月から同年4月までは8,100円、同年5月から26年9月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月13日から26年10月1日まで

私の夫は、昭和2年から32年1月までA社に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、同社C支店から同社B本社への転勤に伴い、同社B本社に勤務していた23年10月13日から26年10月1日までについて厚生年金保険の加入記録が無い。

A社は中途退職した従業員を再雇用しない会社であり、社会保険事務所が夫の同社B本社における厚生年金保険の資格取得日を誤って記録したと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述内容及びA社提出の五十年史の記録から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。（昭和23年10月13日にA社C支店から同社B本社に異動、26年11月1日に同社B本社から同社D支店に異動）

一方、A社B本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、書換前の同名簿には健康保険整理番号が付番されておらず、資格取得年月日の記載についても降順となっていない箇所が複数見られるほか、連番で記載さ

れた同名簿のページの間に、申立人が同社B本社において資格を取得したと主張する昭和23年10月当時に資格を取得した者を含む被保険者名簿が付け加えられていることが確認できる。また、書替後の当該名簿には申立人が同社B本社において26年10月1日に資格を取得した旨記録されているが、申立人の前後の記録には健康保険整理番号が連番で付番されているにもかかわらず、申立人の記録には同番号が付番されていない。さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は現存しておらず、申立期間における社会保険事務所の記録管理が適切に行われていたとは考え難い。

これらの状況から、社会保険事務所の事務的過誤によって、申立人の申立期間に係るA社B本社での記録が失われたと考えることが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年10月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が申立期間前に勤務していたA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録された申立人と同じ雇用形態の同僚の記録及び申立人の同社B本社における昭和26年10月の社会保険事務所の記録から、23年10月から同年12月までは7,200円、24年1月から同年4月までは8,100円、同年5月から26年9月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年12月から16年9月までの期間は20万円、同年10月から17年1月までの期間は19万円、同年2月から19年3月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月1日から19年4月1日まで

私は、平成13年12月から21年11月までA社に勤務していた。このうち、13年12月から19年3月までについては、毎月、標準報酬月額20万円に基づく保険料が給料から控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では標準報酬月額が9万8,000円とされている。納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された源泉徴収票及び給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成13年12月から16年9月までの期間は20万円、同年10月から17年1月までの期間は19万円、同年2月から19年3月までの期間は20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主から回答が得られないものの、平成13年12月から19年3月までについて、源泉徴収票及び給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は同年4月18日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から25年9月1日まで

私は、昭和22年4月から25年8月末ごろまでB社に設けられた駐留軍のキャンプ内でC部署に勤務していたが、当該期間については厚生年金保険の加入記録が無い。随分昔のことなので詳しいことは覚えていないが、同セクションで一緒に働いていた同僚3人のうち、誰かが厚生年金保険に加入していると思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

防衛省E防衛局が保管するA事業所(申立期間当時、D県内の駐留軍関係施設に勤務する日本人従業員(の労務を一括管理)に係る「厚生年金健康保険被保険者台帳」を見ると、申立人は、同事業所において昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月18日に資格を喪失している記録が確認でき、備考欄には「B社」と記載されていることから、申立期間のうち、同年4月1日から同年4月17日までの期間において、B社内の駐留軍関係施設に勤務していたことが推定できる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人は、A事業所において昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同日に資格を喪失している記録が確認できるほか、生年月日が「大正2年*月*日」と誤って記録されているなど、社会保険事務所における申立期間

当時の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は同年4月18日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の「厚生年金健康保険被保険者台帳」及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の昭和24年4月1日（資格取得時）の記録から、6,300円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年4月1日から24年4月1日までの期間及び同年4月18日から25年9月1日までの期間について、申立人が記憶する同僚3人のうち唯一、人物が特定できた同僚は、A事業所において24年4月1日から同年8月10日まで、厚生年金保険被保険者であったことが確認できるが、既に死亡していることから、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、A事業所は既に解散し、申立期間当時の事業主も所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と資格取得日が同一日の被保険者で、所在が判明した32人を抽出して文書照会を行ったが、回答のあった23人全員が申立人のことを記憶していなかった。

さらに、駐留軍施設に勤務する日本人従業員は、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号厚生省保険局長通知）に基づき、昭和24年4月1日から厚生年金保険に適用されることとなったことから、申立期間のうち、22年4月1日から24年4月1日までの期間は、厚生年金保険に加入することができなかった期間に該当し、オンライン記録を見ても、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年4月1日であり、同事業所は、同日以前の期間は適用事業所とはなっていない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和22年4月1日から24年4月1日までの期間及び同年4月18日から25年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和22年4月1日から24年4月1日までの期間及び同年4月18日から25年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成8年4月から同年9月までの期間、同年12月から10年3月までの期間、同年5月から11年1月までの期間、同年4月から13年2月までの期間及び同年4月から15年3月までの期間は24万円、同年4月から17年10月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月10日から18年7月21日まで

私は、平成8年4月10日から18年7月21日までA社に正社員として勤務し、毎月27万円以上の給与を受け取っていた。しかし、年金事務所に照会したところ、同社での勤務期間については全期間を通じて標準報酬月額が22万円とされており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成8年4月から同年9月までの期間、同年12月から10年3月までの期間、同年5月から11年1月までの期間、同年4月から13年2月までの期間及び同年4月から15年3月までの期間は24万円、同年4月から17年10月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、平成8年4月から同年9月までの期間、同年12月から10年3月までの期間、同年5月から11年1月までの期間、同年4月から13年2月までの期間及び同年4月から17年10月までの期間について、給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年10月、10年4月、11年2月、同年3月、13年3月及び17年11月から18年6月までの期間については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所記録されている標準報酬月額と同額又は低額となっていることが確認できる。

また、平成8年11月については、給与明細書等の関連資料が無く、厚生年金保険料の控除額及び給与支払額が確認できない上、給与明細書で確認できる前後の月の厚生年金保険料の控除額が異なることから、当該期間の保険料控除額に基づく標準報酬月額を推定することもできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年10月、同年11月、10年4月、11年2月、同年3月、13年3月及び17年11月から18年6月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 22 日から 15 年 5 月 21 日まで

私は、平成 14 年 4 月 22 日から 15 年 5 月 21 日まで A 社に正社員として勤務し、毎月 24 万円前後の給与を受け取っていた。しかし、年金事務所に照会したところ、同社での勤務期間については全期間を通じて標準報酬月額が 18 万円とされており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務については、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に、正社員としてA社で継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支給明細書、源泉徴収票、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日は、社会保険事務所の記録どおりの昭和56年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る55年10月から56年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成7年7月から9年1月までは19万円、同年2月から12年4月までは20万円及び同年5月から14年6月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から14年7月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低額になっている。給料支払明細書などを提出するので調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断して、申立期間のうち、平成7年7月から8年6月までの期間及び同年8月から9年1月までの期間は19万円、同年2月から11年6月までの期間及び同年8月から12年4月までの期間は20万円、同年5月から14年5月までの期間は24万円とするこ

とが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年7月、11年7月及び14年6月については、給料支払明細書等の保険料控除額が確認できる資料は無いが、申立人はその前後の月において、業務内容、勤務形態等には何ら変化は無く、給与支給額には変化が無かったと陳述していることや、オンライン記録の標準報酬月額も同額であることなどを踏まえて総合的に判断すると、当該月についても前後の月と同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと推認され、当該期間の申立人の標準報酬月額は、8年7月は19万円、11年7月は20万円及び14年6月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月30日から36年1月5日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間(昭和35年12月)の加入記録が無いとの回答を得た。申立期間は、勤務していたA社がB社に法人化された端境の時期で、法人化に伴う事務過誤により生じた空白と思われる。私は、昭和34年11月1日入社以降、申立期間を含め38年3月24日の退社までA社及びB社に継続して勤務しており、途中で退職及び休職はしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和35年12月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の適用事業所となった36年1月5日に被保険者資格を取得している者が申立人を含めて22人おり、このうち所在の判明した13人に照会したところ、6人から回答があり、そのうち2人は、「申立人は申立期間も継続してA社及びB社に勤務していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたものと推認される。

また、上記回答のあった同僚6人のうち5人は、A社がB社に法人化された際、自身も休職及び退職をせず、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保

険料も途切れることなく控除されていたと回答している。

さらに、A社及びB社の元事業主は、「A社からB社へは単なる名称変更であり、申立人には、申立期間である昭和36年1月4日まではA社の従業員として勤務してもらい、申立期間(昭和35年12月)の保険料は当月控除していたはずである。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年11月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によるとA社は昭和35年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同日に被保険者資格を喪失した28人のうち申立人を含む22人は、B社が適用事業所となった時点(昭和36年1月5日)で同社の被保険者資格を取得していることが確認でき、A社は申立期間も継続して事業を行っていたという上記元事業主及び同僚の陳述もあり、業種及び従業員数からみて、A社は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと推認される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用事業所ではなくなった旨の届出を行ったものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年12月1日に、C社における資格喪失日に係る記録を54年2月1日に訂正し、52年11月及び54年1月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月30日から同年12月1日まで
② 昭和54年1月30日から同年2月1日まで

年金事務所の記録では、昭和52年11月30日から同年12月1日までの期間（申立期間①）及び54年1月30日から同年2月1日までの期間（申立期間②）が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、私は、申立期間を含めてA社及び同社のグループ会社に継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、B社提出の申立期間①及び②における申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除を証明する文書等から判断すると、申立人は、当該申立期間を含めて、A社及び同社グループ会社に継続して勤務し（昭和52年12月1日にA社からC社に異動、54年2月1日に同社からA社に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年10月の社会保険事務所（当時）の記録から32万円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における53年12月の社会保険事務所の記

録から 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格喪失日を昭和 52 年 11 月 30 日及び 54 年 1 月 30 日と届け出たことが考えられるとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 52 年 11 月及び 54 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年11月30日から同年12月1日まで

年金事務所の記録では、昭和52年11月30日から同年12月1日までが厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、当該期間にA社から同社グループ会社のC社に出向しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の申立期間における申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除を証明する文書等から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社及び同社グループ会社に継続して勤務し（昭和52年12月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格喪失日を昭和52年11月30日と届け出たことが考えられるとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和28年8月8日、資格喪失日は29年1月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から29年11月10日まで
② 昭和32年5月16日から34年11月まで
③ 昭和54年10月から60年10月まで
④ 昭和60年10月から平成3年10月まで
⑤ 平成3年10月から6年10月まで
⑥ 平成6年10月から8年12月まで

年金事務所の記録では、私がB社に勤務した期間(申立期間①)、C社(現在は、D社)に勤務した期間の一部(申立期間②)、E社に勤務した期間(申立期間③)、F社に勤務した期間(申立期間④)、G社に勤務した期間(申立期間⑤)及びH社に勤務した期間(申立期間⑥)が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和28年8月8日から29年1月31日までの期間について、生年月日が申立人と異なる(昭和10年*月*日でなく、同年*月*日と記録)ものの、申立人と同姓同名の基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録がA社という名称の事業所に存在していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び当該被保険者の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)から確認できる。

また、申立人は、「私は、経営難となったB社を買収したI市J区の会社に数か月間勤務したが、当該事業所の名称及び勤務時期を覚えていなかったため、被保険者記録確認の申立てをしなかった。」旨陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社の所在地が同市J区であることが確認できる上、上記名簿に氏名が確認できる同僚は、「A社は、I市J区に所在しており、買収したB社を倉庫として使用していた。」旨陳述している。

さらに、前述のA社の同僚は、「A社には、B社の事業主が勤務していた。」旨陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、B社の事業主と氏名及び生年月日が一致する被保険者記録が確認できる上、申立人のおじの被保険者記録も確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和28年8月8日、資格喪失日は29年1月31日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人のA社における被保険者記録から、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和27年9月1日から28年8月8日までの期間について、申立人が29年11月10日に被保険者資格を取得しているC社の事業主の妻の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、B社に在籍していたことが推認できる。

しかし、B社は、社会保険事務所（当時）に適用事業所としての記録は見当たらない上、同社の事業主及び申立人が共に勤務していたとする申立人のおじは、既に死亡しているため、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、申立期間①のうち、昭和29年1月31日から同年11月10日までの期間について、当該申立期間は、B社を買収したとされるA社での申立人に係る未統合の被保険者期間以後の期間であることから、申立人は、当該申立期間において、既にB社に在籍していなかったものと推認できる。

申立期間②について、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を社会保険事務所の記録どおりの昭和32年5月16日とする旨の届出を行っていることが、D社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から確認できる。

また、D社の経理事務担当者は、「当時、私が社会保険事務の諸手続を行っており、社員の入退社の都度、社会保険事務所に被保険者資格の得喪に係る届出を行っていたので、当社の社員の在籍期間は、厚生年金保険の被保険者期間と整合しているはずである。また、申立人が当社を退職後に再入社したような記憶は無く、申立人は、当該申立期間には当社に在籍していない。」旨陳述している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②における同社在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、回答が得られた申立人と同職種とする同僚二人は、申立人のことを記憶しておらず、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間③について、E社の事業主は、「申立人は、当社に勤務していたことがあるものの、平成元年10月以降に入社し、3年ごろに退職した記憶があり、申立期間③には当社に在籍していなかった。また、在籍期間も、申立人の主張のように72か月ではなく、繁忙期のみの短期間だったと思う。」旨陳述している。

また、申立人がE社で一緒に勤務したとする同僚についても、申立人と同様に同社での厚生年金保険被保険者記録は確認できないところ、同社の事業主は、「申立人及び当該同僚は、Q業務従事者であり、当社では、Q業務従事者を社会保険に加入させていなかったため、これらの者の給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している上、当該同僚は、「E社の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間③を含む昭和54年5月1日から平成5年2月1日までの期間の被保険者資格取得者に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、当該記録に不自然さは見られない。

申立期間④について、申立人は、I市K区近辺に所在したF社にL業務従事者として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務したとするF社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

さらに、申立人は、「F社には、約50人の正社員以外にQ業務従事者も何人かいたと思う。」旨陳述しているところ、M公共職業安定所は、「当該事業所に該当するような事業所は見当たらない。」旨回答している。

加えて、申立人は、F社の事業主の名字しか記憶していない上、同僚の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

申立期間⑤について、G社の事業主は、「申立人は、当事業所に勤務していたことがあるものの、申立期間⑤には当事業所に在籍していなかった。私の父親が亡くなった昭和57年5月に申立人が当事業所に在籍していたことを記憶しており、申立人は、同年前後から3年間ぐらい当事業所に在籍していたと思う。」旨陳述している。

また、G社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、同事業所の事業主は、「当事業所の規模は、事業主を含み2人から3人であり、昭和43

年の設立時から現在に至るまで社会保険に加入したことは無い。したがって、当事業所に在籍していた期間中の申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

申立期間⑥について、申立人は、N市に所在したH社にO業務従事者として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、H社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

さらに、申立人は、H社の事業主の名字しか記憶していない上、同僚の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

なお、申立人は、H社の納品先として、P市に所在したとする事業所の名前を挙げたが、当該事業所は、「P市に所在する当社及び当社関連会社の事業所は無い。また、当社の取引先には、H社という事業所は無い。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和27年9月1日から28年8月8日までの期間及び29年1月31日から同年11月10日までの期間、申立期間②、③、④、⑤及び⑥の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和27年9月1日から28年8月8日までの期間及び29年1月31日から同年11月10日までの期間、②、③、④、⑤並びに⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月5日から56年12月26日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、53年11月から54年9月までの期間は12万6,000円、同年10月から56年9月までの期間は16万円並びに同年10月及び同年11月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月12日から53年11月5日まで
② 昭和53年11月5日から56年12月26日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無く、また、加入記録が有る申立期間②について、標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されているとの回答を受けた。

A社には、昭和52年10月から勤務しており、また、社会保険料控除額が記載された55年分の所得税の確定申告書(控え)を提出するので、申立期間①及び②について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人提出の昭和55年分の所得税の確定申告書(控え)を見ると、同年における社会保険料控除額は21万9,660円と記載されており、当該社会保険料控除額からオンライン記録において確認できる申立人の妻(配偶者控除対象者)の同年における国民年金保険料(4万3,830円)を差し引いた額は17万5,830円となり、標準報酬月額を16万円とした場合の保険料控除額(厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料)とおおむね一致していることから、オンライン記録上の標準報酬月額(昭和55年9月までは9万

2,000円、同年10月以降は9万8,000円)に相当する保険料よりも高い保険料を控除されていたことがうかがえる。

また、複数の同僚から提出された給与明細書を見ると、いずれも、申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に相当する保険料額よりも高い保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、上記の所得税の確定申告書(控え)及び同僚の給与明細書の保険料控除額から、昭和53年11月から54年9月までの期間は12万6,000円、同年10月から56年9月までの期間は16万円並びに同年10月及び同年11月は19万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、複数の同僚の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、ほかの中途採用社員とは違い、有名会社等での職務経験が無いために、採用後、1年ぐらいの勤務実績を見てから厚生年金保険に加入させた。」と陳述しており、また、A社も、「申立期間当時の資料は残っていないが、申立人は、前職での職務経験が不明であったため、入社後約1年間経過してから厚生年金保険に加入させており、申立期間は保険料控除を行っていない。」と陳述している。

さらに、同僚の1人は、「申立期間当時、A社では、従業員を採用後、それぞれの勤務状況を見て、厚生年金保険に加入させる時期を決めていた。」と陳述しているところ、雇用保険の資格取得日が確認できた元従業員7人は、1人を除き厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日が一致しておらず、また、双方の取得日も各人で大きく異なっていることから、申立期間当時、同社では、従業員によって厚生年金保険に加入させる時期に差を設けていた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4800

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から53年1月まで

私は、会社を退職した昭和45年ごろ、母親の勧めでA市役所で国民年金の加入手続を自分でしたと思う。

その後の国民年金保険料は、私が母にお金を渡して、その中から母が私の代わりに郵便局で納付してくれていた。

しかし、平成19年に送られてきたねんきん特別便を見ると、申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていた。

申立期間については全部母がA市で納付してくれていたと記憶しており、自分に未納は無いものと思っているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和45年ごろに、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月実家に住んでいた母親に手渡して納付してもらっていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人は昭和52年4月12日にB市C区で国民年金手帳記号番号を払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は申立期間のうち、昭和45年4月から49年12月までの国民年金保険料について時効により制度上納付できず、50年1月から51年3月までの保険料については、過年度納付が可能であるが、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は既に死亡しているため、申立期間当時の納付状況を確認できない。

さらに、A市では、昭和47年3月まで印紙検認方式による国民年金保険料

の収納を行っていたが、申立人は、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いと陳述している上、同市では、同年4月以降納付書方式による保険料収納を開始しているが、郵便局では保険料の収納を行っていなかったことから、申立内容と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金手保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から44年2月まで

私は、昭和43年4月に結婚と同時に義父母と同居し、既に国民年金の加入手続をしていた義母の国民年金保険料を集金に来ていた市役所職員に加入手続をしたと思うが、はっきりしない。

私は、自宅の玄関先で、集金人と応対していた記憶があるが、国民年金保険料の納付についてだったかははっきりせず、昭和44年ごろ、子供が生まれることが分かっていたので、育児費用のことも考えて、集金人に保険料の納付をやめると伝えた記憶がある。

現在所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間について「納付不要」と押印されており、申立期間当時、確認しなかったが、国民年金保険料を既に納付したので押印されていたのだと思っていたし、右ページには収入印紙のようなものが貼付してあったと思うので、申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されていることについて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料は、集金人に対して納付したと申し立てている。

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和44年4月21日にA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。一方、申立人に係る特殊台帳を見ると、43年3月31日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる。この点について日本年金機構BブロックC事務センターは、「任意加入被保険者は本来、さかのぼって資格を取得することは無く、加入手続時点でさかのぼって昭和43年3月31日付け

強制加入被保険者と処理した後に、夫が厚生年金保険被保険者であったことから任意加入被保険者となることが判明したことにより、種別変更のみをした可能性がある。」と説明していることから、申立期間は任意加入期間となり、制度上さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、発行日が昭和 44 年 4 月 21 日とスタンプで押印されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号前後に払い出されている被保険者の加入記録及び納付開始状況を見ると、同年 4 月ごろであることが確認できることから、このころに申立人の加入手続が行われたものと推定できる。

このことは、国民年金手帳の発行時点において、申立人は、任意加入被保険者であったことから、申立期間の印紙検認記録欄に「納付不要」の処理を行ったものと考えられることから、申立人は、この手帳を使用して納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に対し現年度納付したと陳述するのみで、具体的な納付状況等について記憶が無い上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの期間、同年10月から58年3月までの期間、同年7月から59年12月までの期間、60年10月から同年12月までの期間、61年10月から同年12月までの期間、62年5月から同年8月までの期間、63年3月から同年6月までの期間、同年8月、同年11月、平成元年2月、同年7月及び同年8月、同年12月、2年2月から同年4月までの期間、同年9月から同年12月までの期間、3年3月から同年8月までの期間、同年11月から4年1月までの期間、同年3月から同年8月までの期間並びに同年11月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで
② 昭和57年10月から58年3月まで
③ 昭和58年7月から59年12月まで
④ 昭和60年10月から同年12月まで
⑤ 昭和61年10月から同年12月まで
⑥ 昭和62年5月から同年8月まで
⑦ 昭和63年3月から同年6月まで
⑧ 昭和63年8月
⑨ 昭和63年11月
⑩ 平成元年2月
⑪ 平成元年7月及び同年8月
⑫ 平成元年12月
⑬ 平成2年2月から同年4月まで
⑭ 平成2年9月から同年12月まで
⑮ 平成3年3月から同年8月まで
⑯ 平成3年11月から4年1月まで
⑰ 平成4年3月から同年8月まで

⑱ 平成4年11月から5年3月まで

私は、昭和39年5月の結婚後、夫が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた。

昭和56年ごろから、夫と別居するようになり、自身の国民年金保険料についても、一切納付状況も知らされず、行政からの郵便物も手元に受け取る事ができなかったため、自身の納付状況も分からなかった。

夫は、昭和40年4月以降夫婦二人分の国民年金保険料を納付書を使って銀行で一緒に納付したと記憶しているが、それぞれの申立期間の具体的な納付期間及び納付金額及び納付に係る詳細を記憶していないが、私の申立期間の納付記録をもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はその夫が、昭和40年4月以降の夫婦二人の国民年金保険料を同時に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫のオンライン記録を見ると、申立期間②、④、⑤、⑧、⑩、⑬及び⑱については、国民年金保険料を一緒に納付してきたと申し立てている夫も未納の記録になっていることが確認できる。

また、申立人及びその夫に係る特殊台帳を見ると、申立人及びその夫は申立期間①、②及び③の未納について、それぞれの翌年度に催告を受けていることが確認できるところ、夫は、昭和57年7月に申立期間①の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の夫が必ずしも、夫婦二人分の保険料を同時に納付してきたとは言い難い。

さらに、申立期間は18期間、合計83か月と長期間にわたり、これだけ長期間たびたび、行政側の納付記録が連続して欠落するとは考え難い。

加えて、申立人は自身の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料の納付を担当していた申立人の夫は申立期間の保険料を納付書を使用して銀行で納付した以外の記憶は無く、申立期間の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から57年5月まで

私は、昭和57年1月ごろに、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、現在所持している国民年金手帳を持っていたと思う。基礎年金番号制になる前は、このほかに年金手帳を交付された記憶は無い。

具体的な記憶は無いが、申立期間の国民年金保険料は私が納付したはずである。

私は何度か引っ越しを行ったが、転入手続のたびに市役所で年金記録を見てもらい「未納期間は無い。」と言われていたので、申立期間が納付済みでないことは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和56年12月の翌月ごろに、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和58年2月21日にA市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。また、申立人が所持している年金手帳を見ると、初めて被保険者となった日が昭和57年12月30日と記載されていることが確認でき、申立内容と符合しない。さらに、手帳記号番号の払出時点において申立期間は国民年金未加入期間であることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を制度上納付することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、申立人は別の手帳記号番号の年金手帳を交付された記憶が無いと陳述している上、オンライン記録により各種の氏名検索を行

ったほか、A市における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から40年3月まで

私は昭和38年5月ごろに、当時住み込みで働いていた店に女性の集金人が来て、国民年金に加入しないといけないと言われたので、国民年金の加入手続をしたように思う。

その後の国民年金保険料は、私が集金人にお金を直接渡して納付していたように思う。その際集金人が台紙に印紙を貼付していたことを覚えている。

私は、国民年金に加入し、以後の国民年金保険料をすべて納付しているので、未納は無いはずと思っているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年5月ごろに、A市の集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、同年5月以降の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金加入時期をみると、「昭和40年11月27日」に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、また申立人の所持する国民年金手帳を見ると、同年12月19日付けで発行されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は過年度保険料を取り扱っていなかった集金人に納付していたと陳述している上、過去の未納保険料をさかのぼって一括納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索（旧姓を含む。）を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から52年12月まで

私は、A市の非常勤職員として勤めていた昭和55年6月ごろ、同市の同僚からさかのぼって納付できる制度の話聞き、同市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った際、特例納付の手続も同時に行ったと思う。手続時、同市役所の職員に、約60万円の国民年金保険料を納付してくださいと言われたと思う。

手続後、すぐに自宅に納付書の送付があり、私は、その納付書を使用してB銀行で夫婦二人分の国民年金保険料約60万円をまとめて納付したと思う。

申立期間について、私は当時、特例納付で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月にB銀行で申立期間の国民年金保険料を特例納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和55年6月23日にA市で被保険者資格の取得手続が行われていることが、申立人に係る同市の被保険者名簿から確認でき、同時期は、第3回特例納付実施期間の最終月であることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付することは可能であったことが分かる。

しかし、申立人は、国民年金加入時において、既に41歳に到達しており、上述の申立人に係るA市の被保険者名簿に記載されている厚生年金保険加入期間の67月、及び加入手続を行った年度当初(昭和55年4月)から60歳到達までの期間(平成10年*月)の国民年金保険料を完納したとしても、年金

受給資格を確保できる保険料納付済期間（300 か月）に*月足りない状況であったことが認められるところ、上述の被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの 27 か月の国民年金保険料を同年 9 月 29 日と同年 9 月 30 日に分割して過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付は年金受給資格を確保するための納付であることがうかがえることから、申立期間（70 月）の保険料を特例納付しなければならない積極的な理由が見当たらない。

また、申立人に係る上述の被保険者名簿を見ると、備考欄に「附 4 条」と記載されていることが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す記載は見当たらない上、未納と記録されており、この記録は特殊台帳及びオンライン記録と符合している。

さらに、申立人は、上述の過年度納付について納付した記憶が無いと陳述しているが、昭和 55 年 6 月に月額保険料が安価な過年度保険料（月額 2,200 円、2,730 円及び 3,300 円）を納付せずに、月額保険料が高価な特例納付（月額 4,000 円）を優先して納付したと考えるのは不自然である。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から53年3月まで

夫がA市の非常勤職員として勤めていた昭和55年6月ごろ、同市の同僚からさかのぼって納付できる制度の話聞き、同市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った際、特例納付の手続も同時に行ってくれたと思う。

手続後、すぐに自宅に納付書の送付があり、夫は、その納付書を使用してB銀行で夫婦二人分の国民年金保険料約60万円をまとめて納付してくれたと思う。

申立期間について、夫は当時、特例納付で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月に、申立人の夫がB銀行で申立期間の国民年金保険料を特例納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の夫は、昭和55年6月23日にA市で申立人の被保険者資格の取得手続を行っていることが、申立人に係る同市の被保険者名簿から確認でき、同時期は、第3回特例納付実施期間の最終月であることから、申立人の夫は、申立人の申立期間における国民年金保険料を特例納付することは可能であったことが分かる。

一方、A市では、受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に到達するまでの期間、未納なく国民年金保険料を納付したとしても期間が不足する者を対象に過年度納付及び特例納付の勧奨を行っていた形跡が、同市広報誌からうかがえるものの、申立人は加入時点で35歳2か月を過ぎた時期であったことから、申立人の夫が昭和55年4月以降の申立人の保険料を現年度納付すれば、その必要がなく、申立人に係る同市の被保険者名簿及び特殊台帳を見ても、申立期

間について特例納付の勧奨が行われた事跡を確認することはできなかった。

また、申立人は、昭和 55 年 4 月以降、60 歳まで国民年金保険料を完納した場合、年金受給資格を確保できる納付済期間（300 か月）を充たすことから、申立人の夫は、申立人の同年 4 月以降の保険料を現年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の夫は、申立人の申立期間直後の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付した記憶が無いと陳述しており、申立人の夫が同年 6 月ごろに保険料約 60 万円をまとめて納付した場合、申立人の月額保険料が安価な過年度保険料（月額 2,730 円及び 3,300 円）を納付せずに、月額保険料が高価な特例保険料を（月額 4,000 円）をするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かではないほか、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から49年12月まで

私は、A市に引っ越した昭和43年の春ごろ、A市で国民年金に加入し、加入直後から、昭和43年度の国民年金保険料と昭和41年1月以降の未納保険料を同時に分割して妻が納付した。過去の未納保険料を何か月ずつ分割納付したかは覚えていない。また、加入手続、納付額及び納付頻度について明確な記憶は無い。

集金人が、過去の未納保険料を支払うと、将来年金が満額になると話していた記憶があるので、申立期間が未納とされているのはおかしいと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年の春ごろに、A市で国民年金の加入手続を行い、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和53年1月26日にA市で国民年金被保険者資格の取得手続を行っていることが、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない上、同時点において申立期間の国民年金保険料は、時効により制度上納付することができない。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが同人に係る特殊台帳から確認でき、同人の保険料の納付を担当していたその妻の記憶は、このときのものとするのが自然である。

さらに、申立人の妻は、集金人が印紙検認による国民年金保険料の徴収を行っていた記憶が無いと陳述しており、昭和46年度まで印紙検認方式を採用していたA市の収納方法と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から52年3月まで

私は、昭和48年3月の婚姻後、私又は妻がA市役所に行き夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料の納付は、妻が毎月家の近くのB銀行で夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間について、納めたはずの国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月の婚姻後に自身又はその妻が、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は妻が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和53年1月6日にC市でその妻と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から49年12月までの国民年金保険料については時効により制度上納付することはできず、50年1月から52年3月までの保険料については過年度納付が可能であるが、保険料の納付をしていたとする申立人の妻は、過去の未納保険料をさかのぼって納付したこと、及び一括で納付したことは無いと陳述している。

さらに、申立人の妻の納付記録を見ると、申立期間のうち、昭和48年1月から同年11月までの期間は未加入、同年12月から52年3月までの期間は未納となっている上、A市において夫婦の被保険者名簿は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、A市における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの期間及び同年11月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年10月まで
② 昭和37年11月から43年3月まで

私は、昭和35年又は36年ごろ、国民年金に加入し、住み込みで働いていたA市内の店に來訪していた集金人に国民年金保険料を支払ってきた。保険料については、独身時代は私が支払い、結婚後は私の妻が支払った。私の独身時代の加入手続、年金手帳の入手経緯、集金人の來訪頻度及び金額などに明確な記憶は無いものの、制度発足当初から支払ってきたものと認識している。

私の妻は、結婚してA市で何らかの手続を行った記憶は無いものの、夫婦二人分の国民年金保険料を支払ってきたはずなので調べてほしい。特に、申立期間のうち、昭和37年4月から39年10月までの保険料は、妻のみが納付済みとされており、私は未納とされているが、それは考え難い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和35年又は36年ごろに、A市で国民年金に加入し、同市の集金人に国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人に係るA市の住民票を見ると、「住民となった日」が昭和37年11月9日であることが確認でき、申立期間①当時はA市に住民票が無いことから、A市の集金人に国民年金保険料を納付したとする陳述は不自然である。

また、申立人の国民年金加入時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿に払出年月日の記載が無いものの、日本年金機構BブロックC事務センターは「当該払出簿はA市で職権適用された被保険者のみが記載されており、払出日は他市同様に昭和41年度以降であることが推定できる」と説明している上、

A市近隣市町においても昭和41年度に職権適用が行われていることが確認できることから、少なくとも同年度以降に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが推定でき、申立内容に符合しない。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は申立期間の国民年金保険料について、時効により制度上納付することができない。

申立期間②について、申立人は、その妻が、結婚した昭和37年11月以降の国民年金保険料をA市の集金人に納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人は、前述の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和37年11月から39年3月までの国民年金保険料について、時効により制度上納付できず、同年4月から43年3月までの保険料については過年度納付することが可能であるが、申立人の妻は、過去の未納保険料をまとめ払いした記憶が無いと陳述している。

また、申立人及びその妻の結婚後の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間における保険料額、国民年金手帳の入手経緯及び集金人の来訪頻度に係る記憶は曖昧であり、当時の納付状況を確認できない。

さらに、申立人の妻に係るオンライン記録を見ると、昭和37年4月から39年10月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるが、これは申立人の妻が、D市E区で、国民年金の加入手続きを行い、36年7月26日付けで払い出された別の国民年金手帳記号番号による納付記録を、後にA市で申立人と同時に国民年金の加入手続きを行い、払い出された手帳記号番号の納付記録に統合されていることが、申立人の妻に係る同市の国民年金被保険者名簿から確認できる。したがって、A市で保険料の納付を開始したのは43年4月以降であり、申立期間の保険料をA市で納付したとする陳述は不自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年ごろ、夫に任意加入手続をしてもらい、夫からもらった生活費の中から国民年金保険料を継続して集金人若しくは市役所の窓口へ納付してきた。それなのに申立期間が未加入とされているのは納付できない。

加入後はすべて自分が納付してきたので、途中で資格喪失手続をした記憶は無く、未加入とされているのはおかしい。第3号被保険者制度ができた折、夫が手続をしたので納付しなくていいと言われるまでは納めている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろに申立人の夫がA市で国民年金の任意加入手続を行い、同年4月以降61年4月に第3号被保険者資格を取得するまでの国民年金保険料については、48年1月から同年3月までの3か月を除き、すべて自身が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人は昭和57年1月24日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間は未加入期間となるため、制度上同期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る特殊台帳に不自然な記録が見当たらない上、申立人は国民年金被保険者資格の得喪手続をすべて申立人の夫に任せていたと陳述しているが、国民年金被保険者資格の得喪手続を行っていたとする申立人の夫は既に死亡しており、昭和57年1月当時の状況を確認できない。

さらに、申立期間は、51か月と長期間であり、A市及び社会保険庁（当時）において継続的に事務的過誤が生じたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から50年3月まで

私は、婚姻届及び住所転入届をA市に提出した昭和48年2月ごろ、国民年金の加入手続をし、以後は夫婦のどちらかが協力して二人分の国民年金保険料を郵便局以外の複数の金融機関の窓口で納めてきた。それなのに申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

特に夫は納付済みで私の分だけが未納にされているのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人は、昭和50年12月5日にA市で国民年金被保険者資格の取得届出を行っていたことが申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、届出時点の昭和50年12月は、第2回特例納付の実施期間内であり、申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付で納付することが可能であったが、申立人に特例納付及び過年度納付の記憶は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付したことがうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、会社を退職した昭和39年7月ごろ国民年金に加入し、61年4月に第3号被保険者になるまで継続して市の集金人に国民年金保険料を納めてきた。

申立期間のうち、昭和43年度が申請免除の記録にされているが、手続きをした記憶及び督促を受けた記憶は無い。

上記期間の納付記録が未納及び申請免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年7月に国民年金に加入してから61年4月に第3号被保険者になるまで、継続的に市の集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和42年度及び43年度の国民年金印紙検認記録欄には検認印が無いことが確認できることから、A市の国民年金保険料納付方式は49年度までは印紙検認方式であったことから、申立期間の保険料は現年度納付されていなかったと考えられ、継続的に市の集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立期間に続く昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年7月29日に現年度納付していることが確認でき、この納付時点において、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人はまとめ払いやさかのぼって保険料を納めたことは無いと陳述している。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立期間のうち、昭和42年度の国民年金保険料については未納の記録で

あり、次年度の43年度については、申請免除となっていることが確認できることから、申立期間については42年度から何らかの理由により国民年金保険料を納付していなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年2月まで

私の国民年金は、会社を退職した夫が国民年金の加入手続を行った昭和41年3月に、市役所の職員に勧められて加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、「奥さんの分は国民年金の空白の期間を埋めた方がよい。」と教えてもらい、36年4月からの保険料として何枚かの納付書をもった上で、分割して納付した。

申立期間の国民年金保険料が納付とされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を分割納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和43年7月にA市において夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、41年3月ごろに加入手続をしたとの申立内容に符合しない。

また、申立人及びその夫の国民年金の資格に関する記録を見ると、特殊台帳、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿から、昭和41年3月26日に強制加入で国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該資格取得日は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日であり、夫婦の資格取得日をさかのぼって同年3月26日としたものと考えられる。なお、当該資格取得日以前は夫が厚生年金保険被保険者期間であることから、36年4月までさかのぼって資格を取得することはできず、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、オンライン記録を見ると、申立人及びその夫は、昭和41年3月から43年3月までの国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認できるところ、申立人が加入手続時に数枚の納付書をもらいさかのぼって納付したと陳述している保険料は、当該期間の申立人及びその夫の保険料であった可能性も考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

私は、昭和36年から国民年金保険料を両親と一緒に納付してくれていたことを覚えている。父は10年年金で、母は基礎年金の満額をもらっているため、未納期間が無いはずである。私だけが未納期間が3年間余り有り、保険料の納付を始めて、途中でまとまって抜け落ちるのは不可解である。

昭和50年1月に災害に遭い証拠等は類焼した。

申立期間の国民年金保険料が未納の記録にされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和36年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、申立期間前後の国民年金保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる。

しかし、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、申立期間の国民年金保険料については、未納の記録となっていることが市の被保険者名簿及び特殊台帳から確認できるところ、申立期間は42か月と長期間であり、行政側がこれだけの長期間にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年3月まで

国民年金の加入は、送られて来た「ねんきん特別便」の資格取得年月日が昭和38年2月10日になっているので、この日に加入した。手続は、A市の市役所職員が家まで回って来たので、その時に手続の書類を書いたと思う。加入手続後、私の国民年金保険料は私が納付していた。

昭和38年1月に結婚した当初、家計は同居していた^{しゅうとめ}「姑」が握っていたので、夫の国民年金保険料は姑が納付していると思っていた。

結婚後、1年ぐらいしてから姑から家計を任されていたので、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付するようになった。夫の保険料の納付記録は昭和39年4月からの納付となっているが、これは私が納付した分である。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身が昭和38年2月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和40年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この時点において、申立期間のうち、38年2月から同年6月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない上、同年7月から40年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、国民年金の加入時に保険料をまとめてさかのぼって納付していないと陳述している。

また、申立人は、国民年金の加入日は、ねんきん特別便に記載されている資

格取得年月日の昭和 38 年 2 月 10 日であるとしているが、この年月日は、資格取得日として、国民年金の加入手続の際にさかのぼって記録されたもので、国民年金の加入手続日を示すものではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から平成3年8月まで

夫は、昭和57年3月いっぱいまで会社を退職したので、私が夫の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた。私は、夫が加入する前から国民年金に加入しており、保険料を口座引き落としにしていたので夫の保険料も同じ口座から引き落としにしていた。

保管している預金通帳には、申立期間の二人分の国民年金保険料の引き落とし記録が残っており、銀行からの資料にも同じように記録されている。

私の国民年金保険料と一緒に夫の保険料も納めているので、未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和57年3月末で申立人が会社を退職したため、国民年金の加入手続及び自身と同じ納付方法である口座引き落としの手続をして、同じ銀行口座から一緒に国民年金保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、国民年金に加入した形跡が無く、申立期間は未加入期間となることから国民年金保険料を納付することはできない。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を引き落としとしていたとする申立人名義の預金通帳を見ると、昭和57年3月から61年3月までは3か月ごと、同年4月から63年3月までは2か月ごと、同年4月からは1か月ごとの保険料の引き落としが確認できるところ、引き落とされている保険料額はすべて一人分の保険料額である上、申立人の妻の納付に関する記録を見ると、A市の被保険者

名簿及びオンライン記録から、国民年金に任意加入した47年3月から第3号被保険者になる平成3年8月までの保険料を完納していることから、預金通帳に記載されている保険料は妻の国民年金保険料であると考えられる。

さらに、申立人の妻は、国民年金保険料及び公共料金を口座引き落としにしていた口座は一つだけだったと陳述しており、当該口座の入出金記録からは申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から43年3月まで

私は、昭和38年ごろは学生でB市に居たが、大学するとき、A市に移り、下宿して働きながら学校に通っていた。下宿先の店主夫婦のところに来ていた集金人の女性に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を昭和38年7月までさかのぼって一括払いをした。その後も独立して開業するまで店主夫婦と一緒に支払っていたので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年5月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を20歳までさかのぼって一括で納付し、その後も、独立する43年3月までの保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和43年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、払出時点において、申立期間のうち、38年7月から41年6月までの国民年金保険料は時効により、制度上、納付することはできない。

また、申立人は国民年金への加入手続の時期及び国民年金保険料をさかのぼって納付した時期は昭和40年5月ごろであったと陳述しているが、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは43年10月であり陳述内容と符合しない。

さらに、A市においては、昭和39年度に過年度納付の預かり証を発行していたことが当委員会で確認されているが、申立人は昭和40年5月ごろに昭和38年7月までさかのぼった国民年金保険料を過年度納付した際に、領収書又は預かり証を受け取った記憶は無いと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の下宿先の店主及びその妻から事情を聴取したが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがえる陳述はなく、当時の事情は把握できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年6月までの期間及び49年5月から56年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から47年6月まで
② 昭和49年5月から56年11月まで

私は、国民年金保険料は支払っておいた方が良くと母に勧められて、国民年金に加入し、母から保険料をもらって納めていた。

申立期間の国民年金保険料について、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行い、申立人の母親から国民年金保険料をもらい、申立人自身が保険料の納付を行っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和57年8月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、この場合、払出時点において、申立期間①及び②のうち、49年5月から55年6月までの国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない。

また、申立期間②のうち、昭和55年7月から56年11月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人はさかのぼって保険料を納付したことはないと陳述しており、当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがうことはできない。

さらに、A市では、納付書を使っての国民年金保険料の納付は昭和54年4月から開始され、希望者については49年6月から納付書により金融機関及び郵便局での納付が可能になっていたものの、それ以前については集金人による印紙検認方式であったが、申立人は保険料を集金人に納付したという記憶

は無く、印紙検認方式による納付についての記憶も無いと陳述している。

加えて、申立人は、毎月 4,000 円から 5,000 円ぐらいの国民年金保険料を納付したと陳述しているが、昭和 56 年度の月額保険料は 4,500 円、57 年度は 5,200 円とほぼ一致するが、それ以前の保険料とは一致しない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間並びに平成4年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 平成4年5月及び同年6月

昭和52年1月に会社を退職した後、次の会社に就職するまでの間、妻が私に代わって、私の国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付をしてくれたと思う。

その会社を退職し、自分の会社を設立した平成4年6月に、A市役所内の金融機関で申立期間②の国民年金保険料を納付した。保険料額は2万円から3万円であったと思う。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和52年1月から次の会社に就職するまでの間、国民年金の加入手続をして申立期間①の国民年金保険料を納付し、平成4年6月に、市役所内の銀行で申立期間②の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は平成5年5月ごろであることがオンライン記録から確認できる。この場合、払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は病気のため、当時の状況を聞き取ることはできない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、社会保険事務所(当時)が平成6年1月に申立人に対して納付書を交付していることがオ

ンライン記録から確認できるところ、申立人の国民年金保険料の納付状況から当該納付書は申立期間②の保険料に係る過年度納付書であると考えられ、4年6月に申立期間②の保険料を現年度納付したとする申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人の妻の国民年金保険料の納付に関する記録をみると、申立人と同様に申立期間②の保険料に係る過年度納付書であると考えられる納付書を平成5年11月に妻に対しても交付していることがオンライン記録から確認できるが、妻も申立期間②の保険料は未納とされていることがオンライン記録から確認できることから、申立人についても申立期間②の保険料を納付したとは考え難い。

そのほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年9月までの期間及び52年4月から53年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から51年9月まで
② 昭和52年4月から53年5月まで

私は、両親から年金を納付する義務があると聞いていたので、会社を退職した直後の昭和50年1月ごろに、区役所に行って国民年金の加入手続きを行い、以降、51年10月に転職するまでの間、月額保険料5,000円程度を、区役所で定期的に納付した。この間は、社会保険に加入していない会社で働いていたので、納付は楽であったと覚えている。

また、昭和52年3月の婚姻を契機に会社を退職し、同年4月に転居を行ったところ、国民年金保険料の納付書が届いたので、市の出張所で遅れながら納付した。当時、友人に国民年金の納付書が届いていないので、不思議に思い、市役所に問い合わせをしたところ、主婦の保険料の納付は自由であると説明を受けたが、私は保険料を納付し続けたことを記憶している。

年金は間を空けずに納付したので、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

さらに、申立期間②の納付を裏付ける金銭出納帳が見つかったので、納付と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月ごろに初めて国民年金に加入した以降、定期的に国民年金保険料の納付を行い、その後、厚生年金保険被保険者期間を経て、52年4月の転居後、保険料の納付書が届いたので、保険料の納付を開始したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人には、A市において53年7月20日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確

認できる上、同市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳のいずれの記録においても、同年6月19日付けにて任意加入被保険者として初めて資格を取得していることが確認でき、資格取得日以前である申立期間については、いずれも未加入期間になることから、制度上、保険料を納付することはできない期間になっているほか、任意加入被保険者はさかのぼって加入できないことから、申立人の加入手続は資格取得日になされたものと推認でき、会社を退職した直後の50年1月ごろに加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①については、本来強制加入期間とされるべき期間であり、申立人が、加入手続を行った昭和53年6月時点において、当該期間のうち、51年4月から同年9月までの期間に係る国民年金保険料は、過年度納付することは可能であったものの、この場合、当該期間の保険料を定期的に区役所で納付したとする申立内容とは一致しないほか、申立人は、当時の月額保険料5,000円程度を納付したとしているが、同保険料額は1,100円であり、大きく相違している。

加えて、申立人は、申立期間②の納付を裏付ける資料として金銭出納帳を提出しているが、この記載内容における国民年金保険料額は、当時の保険料額とは一致せず、この金銭出納帳をもって、申立期間②の保険料の納付を裏付ける資料として認めるまでには至らない。

また、上記の金銭出納帳のほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4821 (事案 512 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から57年3月までの期間及び61年1月から平成3年4月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から57年3月まで
② 昭和61年1月から平成3年4月まで

私は、社会保険事務所(当時)への照会で、昭和56年8月から57年3月までの期間及び61年1月から平成3年4月までの期間の国民年金保険料が未納とされていることを知ったが、申立期間の当時は、出入りのA銀行(現在は、B銀行)の外交員を通じて、毎月保険料を納付していた。このため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、訂正が認められない旨の通知を受けた。

しかし、国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、記録訂正されないことに納得できない。外交員に保険料を預けたA銀行の当時の支店長及び次長の名前を覚えており、その所在も分かったので、確認してほしい。また、確定申告書の控えは保存していないが、当時、確定申告の手続をゆだねていた税理士の名前も分かっているので併せて調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間①について、昭和57年度に過年度納付の催告がなされていることが特殊台帳から確認でき、毎月、銀行員の集金により納付していたとする陳述とは符合せず、また、申立期間②について、市の被保険者名簿の納付記録においても未納とされており、市では金融機関を通じて納付が行われた場合、同名簿にはその収納日が入力され納付記録として管理されることとなるとしており、5年以上の長期にわたって継続的に入力漏れが生じることは考え難いなどとして、既に当委員会の決定に

基づき、平成 20 年 9 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を出入りの A 銀行の外交員を通じて納付していたが、当該銀行の当時の支店長及び次長の名前を覚えており、その所在が判明した。また、確定申告書の控えは保存していないが、確定申告の手続をゆだねていた税理士が保管している可能性があるとして申し立てているが、①申立人が名前を記憶している当時の支店長及び次長によると、申立人が当時の取引先であったことは覚えているが、申立人に関して、外交員が国民年金の保険料を預かる取扱いを行っていたかどうかは覚えていないとしている上、B 銀行によると、当時の A 銀行 C 支店における外交員による国民年金保険料の一般的な取扱い及び申立人に係るその記録については不明であるとしていること、②申立人が申立期間のときに、確定申告の手続をゆだねていたとする税理士によると、確定申告書の控え等当時の資料は保管していないとしており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

私の国民年金保険料は、結婚した時から昭和60年に前夫の母親が亡くなるまで、前夫の母親が納めてくれていた。領収書は私の国民年金手帳にきちんと貼り付けてあった。その領収書は手帳がかさばるので捨ててしまったが、前夫の母親はきちんとした人だったので、2年間も未納の記録とされていることはおかしい。調査の上、申立期間の記録を納付済みと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した時から昭和60年に前夫の母親が亡くなるまでその母親が国民年金保険料を納めてくれていたと主張しているが、申立人とその前夫及びその母親の国民年金被保険者としての住所地について、それぞれの特殊台帳を見ると、申立人については国民年金に加入して以降申立期間の前後を通じて変わらずA市であったのに対し、申立人の前夫については加入以降申立期間半ばにあたる59年2月まで、その母親については加入以降60歳到達により資格を喪失する同年*月までの期間について、B市C区居住として管理されていたことが確認できる。この場合、B市C区に別居する前夫の母親が、A市に居住する申立人の納付書を随時入手した上、国民年金保険料を納付していたこととなり、不自然さは認めない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付されていたとする申立人の前夫の納付記録について、同人に係る特殊台帳を見ると、申立期間については申立人と同様、未納期間とされていることが確認できる。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする申立人の前夫の母親は既に亡くなっており、納付の状況は不明である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から42年3月までの期間及び同年11月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から42年3月まで
② 昭和42年11月から47年3月まで

国民年金については、すべて母親に任せていた。当時、兄も私も同居していたので、母親は二人の国民年金保険料を一緒に納めていたはずだ。記録を見ると、兄は納付済みとなっているのに、私は未納とされており納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、「資格取得の原因等」欄にゴム印で「47.6.7」と押されていることが確認でき、A市では加入手続日を記載したものと考えられるとしている上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月に払い出されていることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。この場合、申立期間の大部分は時効により、国民年金保険料を納付できない期間となる上、申立人の母親が過年度納付により保険料をさかのぼって納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、昭和40年12月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立人の加入手続が行われたと推認される時点の約6年以上さかのぼった時点となることから、申立期間について、申立人の母親が申立人とその兄の国民年金保険料を一緒に納めていたとするのは不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払い出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付してくれたとする母親は既に亡くなっており、これらの状況は不明である。

このほか、申立期間①及び②は合計7年6か月に及んでおり、これほどの期間にわたり行政機関が事務処理の誤りを継続するとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年3月まで

夫の転勤の関係で、私たち夫婦は約3年ごと転居を繰り返していたが、A市に在住して間もない昭和48年7月ごろ、私は町内会から国民年金への加入を強く勧められて任意加入した。加入の際交付された年金手帳を紛失してしまったために、その時期からの加入を証明できないのが残念であるが、加入後は毎月集金に巡回してくる町内会の役員に国民年金保険料を納付し、私自身も当番のときには集金に巡回していたことを覚えているので、申立期間の保険料を納付していたことは確かだと思う。夫の厚生年金保険の記録にも数年間の記録漏れがあって、社会保険事務所（当時）に申立てを行った結果、記録を訂正された経験もあることから、年金記録には不信感をぬぐえず、私の記録にも誤りのある可能性を否定できないと思うので、申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転入して間もない昭和48年7月ごろ、町内会の役員に勧められて国民年金に任意加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年3月に払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳によると、申立人が同年4月2日に任意加入被保険者として資格を取得した旨の記載が確認できることから、この時点で加入手続が行われたものと推認され、制度上、任意加入である申立人は未加入期間となる申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を町内会の集金人に納付していたと主張しているが、A市によると、町内会等の納付組織による国民年金保険料

の収納は昭和 36 年度から 47 年度まで実施され、48 年度以降は納付組織による保険料の収納は行われなくなったとしていることから、申立人の主張は当時の同市における収納方法と一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、昭和47年1月に勤めを辞めた際に国民年金に加入し、それ以降の国民年金加入期間については、欠かさず国民年金保険料を納付しており、申立期間中については、妻が夫婦の保険料を一緒に、市から委託を受けて回ってきていた集金人に対し、自宅から車で10分程度離れた距離にある同市内の自営先において、国民健康保険料と併せ定期的に納付していたはずである。

私自身の国民年金の諸手続及び国民年金保険料の納付については、基本的に妻に任せていたため、申立期間における加入手続及び保険料の納付をめぐる具体的な状況は分からないが、私たち夫婦は、後年夫婦共に国民年金基金に加入していることからもうかがえるように、納付意識が高く、少なくとも加入期間中に未納期間があるとは考えられず、申立期間が未納期間とされていることは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の納付を一緒に行っていたとする申立人夫婦の納付記録について、各人に係るA市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録を見ると、夫婦共に申立期間は未納期間となっており、オンライン記録からは、いずれも昭和62年5月に現年度納付が開始され、その後、申立人夫婦に対し、同年6月15日に社会保険事務所（当時）において過年度未納保険料の催告実施を目的とする納付書が作成された事跡が確認できる上、63年6月6日には、申立期間直後に当たる61年4月から62年3月までの期間に係る保険料が、過年度保険料として一括して遡^{そきゅう}及納付されていることが確認でき、これ

らの状況は、国民年金加入期間中には遅滞なく保険料を納付し、未納期間が生じたことはないとする申立内容とは一致しない。

また、前述の過年度納付日において、昭和 61 年 3 月以前に当たる申立期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間となっていたことに鑑^{かんが}みると、申立人夫婦については、昭和 57 年度に国民年金被保険者資格を喪失した後、62 年度に現年度納付を再開し、その後、63 年度になって過年度納付する際に、当時遡及納付可能な期間に係る保険料についてのみ納付を行ったものとするのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は 30 か月と 3 か年度にも及び、この間現年度納付されていたとする国民年金保険料の記録に対して、事務的過誤が申立人夫婦についてのみ反復的になされ続けたとは考え難い上、申立人は自身の加入手続及び保険料の納付を申立人の妻に任せていたとしており、いずれについても直接関与しておらず、ほかに申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、義母の勧めで昭和44年11月に国民年金に加入して以降、加入期間中の国民年金保険料については、欠かさず納付してきた。申立期間中の保険料については、主として私が夫の分と一緒に、市から委託を受けて回っていた集金人に対し、自宅から車で10分程度離れた距離にある同市内の自営先において、国民健康保険料と併せ定期的に納付していたはずである。

申立期間当時の国民年金保険料額、納付書及び領収証の有無など、納付状況の詳細は定かではないが、私たち夫婦は、後年、夫婦共に国民年金基金に加入していることからもうかがえるように、納付意識が高く、未納期間があったとは考えられないことから、申立期間が未納期間とされていることは納得できない。

調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金資格記録について、同人に係るA市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳の記載を見ると、申立人については、昭和44年11月1日に国民年金に加入して以降、57年6月7日に厚生年金保険の加入に伴って資格を喪失していることが確認できるが、その一方で、53年3月から同年5月にかけての厚生年金保険の加入に伴う国民年金の喪失及び再取得手続並びに57年6月7日以降の再々取得手続については、届出がなされた事跡を確認できない。特に、53年3月から同年5月にかけての厚生年金保険加入期間については、平成18年2月に社会保険事務所（当時）において、国民年金の資格記録上、取得及び喪失記録の追加並びに国民年金保険料の還付処理がなされていることがオンライン記録から確認できる上、申立

人自身も昭和 44 年の加入手続以降、厚生年金保険資格の喪失後に再取得手続を行った記憶は無いとしており、これらの状況からは、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金被保険者資格の再取得手続が、その都度適切になされていたとは認められない。

また、国民年金保険料の納付を一緒に行っていたとする申立人夫婦の納付記録について、各人に係る A 市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録を見ると、夫婦共に申立期間は未納期間となっており、オンライン記録からは、いずれも昭和 62 年 5 月に現年度納付が開始され、その後、申立人夫婦に対し、同年 6 月 15 日に社会保険事務所において過年度未納保険料の催告実施を目的とする納付書が作成された事跡が確認できる上、63 年 6 月 6 日には、申立期間直後に当たる 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間に係る保険料が、過年度保険料として一括して遡^{そきゅう}及納付されていることが確認でき、これらの状況は、国民年金加入期間中には遅滞なく保険料を納付し、未納期間が生じたことはないとする申立内容とは一致しない。

さらに、前述の過年度納付日において、昭和 61 年 3 月以前に当たる申立期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間となっていたことに鑑^{かんが}みると、申立人夫婦については、昭和 57 年度に国民年金被保険者資格を喪失した後、62 年度に現年度納付を再開し、その後、63 年度になって過年度納付する際に、当時遡^{そきゅう}及納付可能な期間に係る保険料についてのみ納付を行ったものとするのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

ほかに、申立期間は 30 か月と 3 か年度にも及び、この間、現年度納付されていたとする国民年金保険料の記録に対して事務的過誤が申立人夫婦についてのみ反復的になされ続けたとは考え難い上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から47年3月まで

私の父は、申立期間当時の国民年金保険料は、区長さんが税金等を集金に来たときに、一緒に集金していたと言っていた。その当時に、父が持っていた申立期間の保険料の納付に係る国民年金手帳保管証と国民年金保険領収票を、去年だと思うが父から送ってもらい、私は所持している。それらには、私の名前とか申立期間の保険料額等も記入されているし、父は、申立期間の私の保険料を納付したと言っているので、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を示す資料として、国民年金手帳保管証及び国民年金保険領収票を提出しているが、同保管証によると、申立人の氏名、住所及び生年月日の記載は確認できるものの、国民年金手帳記号番号の記載欄が空欄であることから、申立人に対して手帳記号番号が払い出され、申立人が国民年金の被保険者とされていたとまでは推認できない。また、同領収票によると、申立期間である昭和46年11月から47年3月までの金額欄に、当時の保険料額（450円）の記載は確認できるものの、受領印が押されたことは確認できない。この点について、A市によると、同保管証に手帳記号番号の記載が無く、同領収票に領収印も無い状態で保険料を収納することはないとしている。

また、国民年金に加入した場合に作成される被保険者名簿がA市において作成されていたことがうかがえず、申立人が申立期間において国民年金の被保険者として取り扱われていたものとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号

番号は昭和 51 年 5 月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認される。ところ、申立人の父親により、別途加入手続が行われた可能性を検証するため、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出され、別途加入手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から41年3月まで

昭和40年2月ごろに自宅へ集金人が来て、母が私の国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を納付してくれた。集金人が帰った後、母から「あなたも、これで年金がもらえるから安心よ。」と言われたことを覚えている。加入後、私が厚生年金保険に加入したころまでは、母が自宅に来る集金人に保険料を納付してくれていたもので、私の保険料の納付をめぐる記憶は定かでないが、20年程前にA市役所で調査した際に全期間納めていると言われたので安心していただけ、両親はきちりしていたので、私と姉二人について、未納のままにしておくことは考えられず、申立期間が未納とされていることは納得できない。もっとよく調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年2月に、申立人の母親が国民年金への加入手続きを行ったとしているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が41年10月31日に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、同手帳の発行日付及び同年4月から同年8月までの期間に係る国民年金保険料の検認印の領収日付が、いずれも同年9月3日となっていることから、申立人についてはこの日に加入手続きがなされたものと推認でき、この場合、申立内容とは一致しない。

また、前述の加入手続き時点において申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であったものの、当時、現年度保険料の収納しか行っていなかった市の集金人に納付することはできず、申立人自身、母親は加入と同時に遅滞なく保険料の納付を行い、さかのぼって未納期間の保険料を納付したことはなかったとしていることから、申立期間について過年度納付がなされたとは

考え難く、申立人については、昭和 41 年 9 月に加入手続がなされ、市の集金人に現年度納付が可能であった同年 4 月以降の期間に係る保険料をもって納付を開始したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年12月まで

私は、20歳のころに、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったように思う。それ以降は、3か月又は半年ごとに自宅に来ていた集金人に、私が国民年金保険料を納付していた。

また、転居した時期及び当時のことはよく覚えていないが、C市(現在は、D市)に転居後も、昭和43年12月に結婚するまでは、私が集金人に国民年金保険料を納付していたのに、結婚前の申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間当時の国民年金手帳を見ると、昭和37年1月6日にA市B区において発行されており、印紙検認記録欄には、申立人が20歳に到達し、国民年金被保険者の資格を取得した36年*月から申立期間直前の38年3月までの期間において、一部の期間を除き、同区の集金人に国民年金保険料を納付したことを示す検認印が確認できるが、申立期間当初の昭和38年度以降の印紙検認記録欄には検認印が見当たらない。

また、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、申立期間の始まる昭和38年4月18日にB区からC市へ転居していることから、申立期間は、同市に転居後の期間であるものと考えられるほか、申立人の特殊台帳を見ると、B区の集金人が申立人宅を訪問しても常時不在であることをうかがわせる「不在被保険者」の表示とともに、同特殊台帳及び申立人に係る同区の被保険者名簿には、申立人を国民年金保険料の徴収対象者から除外し、社会保険事務所(当時)の管理に移行したことを示す「社保管理」のゴム印が確認できる。このことについて、申立人に改めて転居当時の事情を聴取したところ、住民票の異動届を

市役所に提出すると、年金関係についても同時に手続されるものと思っていたと陳述している上、当時の国民年金手帳には、C市の住所が記載されていないことなどを踏まえると、転居に際し、国民年金に関する住所変更手続が行われなかった可能性がうかがえる。したがって、転居後の同市においては、申立人を国民年金被保険者として把握することができず、この場合、申立人は、同市の集金人に保険料を納付することができなかつたものとみるのが自然である。

さらに、申立人には、B区において払い出された国民年金手帳記号番号のほかに、申立人が結婚後、約3年半が経過した昭和47年8月に、合併後のD市（昭和*年*月にC市を含む3市が合併）において、申立人の妻と共に別の手帳記号番号が払い出されているが、当該手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、これ以外の別の手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して上記以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は5年以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年3月までの期間、54年7月から55年9月までの期間、56年7月から同年12月までの期間、58年4月から59年3月までの期間並びに同年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年3月まで
② 昭和54年7月から55年9月まで
③ 昭和56年7月から同年12月まで
④ 昭和58年4月から59年3月まで
⑤ 昭和59年10月及び同年11月

A市B区役所から国民年金制度が発足した旨の通知が届いたように思うが、夫婦一緒に自宅で仕事をしていたので、集金人来てもらい、私が夫婦の国民年金の加入手続きを行い、それ以来、自宅に来る集金人に、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

私は、A市C区へ転居して以降の納付方法は、よく覚えていないが、送られて来た納付書により、私が夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局で納付した記憶がある。

申立期間当時は、いずれも夫婦で昼夜を問わず働いており、お金に困ることが無かったので、老後に少しでも国民年金を受給できればと思い、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されている上、夫婦の納付日が確認できる昭和57年1月以降における国民年金保険料の納付日については、基本的に夫婦同一であるとともに、一部の期間以外は、夫婦の納付状況が一致していることから、申立内容のとおり、申立人が夫婦の保険料を一緒に

に納付していたものと認められるところ、申立期間①から⑤までのすべてにわたり、夫も同様に保険料の未納期間となっている。

また、申立人夫婦は、昭和57年10月にB区からC区へ転居しているが、申立人は、国民年金保険料の納付に関しては、転居前は集金人に納付していたとし、転居後は、よく覚えていないが、納付書により郵便局で納付した記憶があるとするのみであり、申立期間の保険料を納付したとする具体的な陳述を得ることができないほか、申立期間は5つの期間である上、合計4年以上の長期間に及んでおり、これだけの回数及び期間にわたり、複数の行政機関において、夫婦同時に事務処理を繰り返し誤ることは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年9月までの期間、59年4月から60年9月までの期間、62年4月から63年3月までの期間及び同年8月から平成元年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年9月まで
② 昭和59年4月から60年9月まで
③ 昭和62年4月から63年3月まで
④ 昭和63年8月から平成元年12月まで

私は、昭和45年2月に結婚して以降、金銭関係は妻に任せていたので、夫婦の国民年金保険料は妻と一緒に納付してくれていた。

妻の性格上、国民年金保険料を確実に納付しているはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月に結婚後、夫婦の国民年金保険料については、妻と一緒に納付してくれていたと申し立てしているところ、結婚後の夫婦の特殊台帳及びオンライン記録によると、それまで未納期間であった54年6月から55年3月までの保険料を、同年6月に過年度納付して以降、申立人の申請免除期間が始まる直前の平成5年3月までの期間については、妻の申請免除期間である昭和57年4月から60年3月までの期間を除き、夫婦の納付状況が一致していることなどから、基本的に夫婦一緒に保険料が納付されていたものと認められる上、申立期間②のうち、上記妻の免除期間直後の同年4月から同年9月までの期間、申立期間③及び④は、妻も同様に保険料の未納期間となっている。

また、申立人の妻に係る昭和57年4月から60年3月までの免除期間について、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、夫婦共に、申立期間①の始まる昭和57年度の期間に対して、社会保険事務所(当時)が納付催告を行ったことを示すゴ

ム印が確認できることから、妻も申立期間①当初は、申立人と同様に国民年金保険料の未納期間であったものと推認される。国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、厚生年金保険被保険者期間を含めて、申立期間①直前まで保険料を完納している申立人の場合と異なり、妻については、妻の年金受給資格期間である25年を確保するために最低限必要な35歳となる42年*月から保険料の納付を開始しており、60歳以上の任意加入が可能となった61年4月の国民年金法改正前の当時においては、これ以上未納期間が生じると、年金を受給することができない状況となることなどを踏まえると、妻についてのみ、当該免除期間に対して免除申請手続きが行われたものとみるのが自然である。その上、申立人については、同年1月に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間①直後の58年10月から申立期間②直前の59年3月までの保険料を過年度納付するとともに、申立期間②直後の60年10月から61年3月までの保険料を過年度納付していることなどから、それぞれの納付時点において、申立期間①及び②は、制度上、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、夫婦の国民年金保険料を納付してきたとする申立人の妻は、これらの過年度納付に関する記憶は無いと陳述するなど、当時の納付状況についての記憶が曖昧であるほか、申立期間①、②、③及び④は、近接した期間である上、合計5年以上の長期間に及んでおり、これだけの回数及び期間にわたり、行政が妻の分を含めて事務処理を繰り返し誤ることは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の妻が申立期間①、②、③及び④について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの期間、同年4月から同年9月までの期間、62年4月から63年3月までの期間、同年8月から平成元年12月までの期間及び7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から60年3月まで
② 昭和60年4月から同年9月まで
③ 昭和62年4月から63年3月まで
④ 昭和63年8月から平成元年12月まで
⑤ 平成7年4月から8年3月まで

私は、昭和45年2月に結婚して以降、夫婦の国民年金保険料は、私が集金人又は市役所に出向いて一緒に納付していた。その後、時期ははっきりしないが、銀行で納付していた。

また、申立期間①が免除期間とされているが、私は、平成5年ごろに夫の免除申請手続きを行った記憶はあるが、自身の免除申請手続きを行った記憶が無いので、当該期間についても、夫と一緒に国民年金保険料を納付していたはずである。

私は、昭和42年ごろに国民年金に加入後は、大切な年金と心に留めて、きちんと国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納又は免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、免除申請手続きを行った記憶が無いので、当該期間についても申立人の夫と一緒に国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、夫婦共に、申立期間①の始まる昭和57年度の期間に対して、社会保険事務所（当時）が納付催告を行ったこと

を示すゴム印が確認できることから、申立期間①当初は、夫婦同時に国民年金保険料の未納期間であったものと推認されることから、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、厚生年金保険被保険者期間を含めて、申立期間①直前まで保険料を完納している夫の場合と異なり、申立人については、申立人の年金受給資格期間である25年を確保するために最低限必要な35歳となる42年*月から保険料の納付を開始しており、60歳以上の任意加入が可能となった61年4月の国民年金法改正前の当時においては、これ以上未納期間が生じると、年金を受給することができない状況となるとともに、夫は、申立期間①のうち、同年1月になって、その時点で時効にかからず納付が可能であった58年10月から59年3月までの保険料を過年度納付した以外の期間は未納期間となっていることなどを踏まえると、申立人についてのみ、申立期間①に対して免除申請手続が行われたものとみるのが自然である。

申立期間②、③及び④について、結婚後の夫婦の特殊台帳及びオンライン記録によると、それまで未納期間であった昭和54年6月から55年3月までの国民年金保険料を、同年6月に過年度納付して以降、夫の申請免除期間が始まる直前の平成5年3月までの期間については、申立人に係る申立期間①の免除期間以外は、夫婦の納付状況が一致していることなどから、基本的に夫婦一緒に保険料が納付されていたものと認められる上、申立期間②、③及び④は、夫も同様に保険料の未納期間となっている。

また、申立人は、申立人夫婦に係るこれらの過年度納付に関して記憶は無いと陳述するなど、当時の納付状況についての記憶が曖昧であるほか、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する申立期間①の免除期間並びに申立期間②、③及び④は、近接した期間である上、合計5年以上の長期間に及んでおり、これだけの回数及び期間にわたり、行政が夫の分を含めて事務処理を繰り返し誤ることは考え難い。

申立期間⑤について、申立人のオンライン記録を見ると、60歳期間満了時点で年金受給資格期間が不足し、その直後の平成4年2月29日に国民年金に任意加入して以降、6年3月までの国民年金保険料を、2年遅れの時効が完成する直前にほぼ毎月過年度納付していることが確認できるとともに、申立人は、同年4月から申立期間⑤直前の7年3月までの1年間の保険料を、申立期間⑤直後の8年4月5日にまとめて過年度納付した領収証書を所持しており、オンライン記録とも一致している。この時点において、申立人の保険料納付済期間及び免除期間の合計月数が303か月(25年3か月)となり、年金受給資格期間を超えたことから、当該1年間の過年度納付をもって、申立人が保険料の納付を終了させたものと考えても不合理ではない上、当該領収証書の領収日と同日付で任意加入被保険者の資格を喪失していることから、結果として、申立期間⑤が保険料の未納期間となったものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手

帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から51年12月まで

はっきりとは覚えていないが、子供が誕生した翌年の昭和40年ごろ、区役所で国民年金の加入について教えてもらい、手続をしたように思う。

申立期間の国民年金保険料については、どのようにして納付したかはよく覚えていないが、保険料は納付すべきものと認識していた上、当時は家業も安定しており、納付が滞るような経済的事情ではなく、常に夫婦二人分を一緒に納付してきたはずである。

申立期間がすべて未納であるはずはないので調査してほしい。

特に昭和41年11月から42年3月までについては、夫が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、常に夫婦二人分を一緒に納付していたと申し立てているものの、オンライン記録を見ると、申立期間のうち、昭和42年4月から51年12月までの期間については、夫についても未納となっている。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月から42年3月までの期間について、夫の国民年金保険料は納付済みとなっていると申し立てている。

しかし、この点について、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、昭和41年9月から42年3月までの7か月について夫婦共に未納と記録されているにもかかわらず、平成15年になって、夫について昭和41年1月から42年1月までについては厚生年金保険の被保険者であったことが判明した際、誤って41年4月から同年10月までの7か月を未納期間として扱ったことにより、同年1月から同年8月までの国民年金保険料について還付されるべきところを、同年

11月から42年1月までの保険料を還付し、同年2月及び同年3月が納付済期間に記録訂正されたものであり、本来、41年11月から42年3月までについては、夫も未納であったものと推認される。

さらに、特殊台帳を見ると、昭和54年11月に36年4月から37年3月までの国民年金保険料について特例納付し、52年1月から54年3月までの保険料について過年度納付したことが記録されているが、この当時、申立人は、既に39歳*か月に達しており、60歳到達まで保険料を現年度納付したとしても、年金受給資格月数に33か月（2年9か月）不足する状況にあったところ、2年3か月分について過年度納付し、また1年分について特例納付することにより、この不足月数が解消されていることが確認できることから、申立期間は未納期間であったと考えるのが相当である。

加えて、申立人及びその夫の特殊台帳を見ると、昭和43年6月20日から不在者扱いされていた事跡も認められ、数回にわたる住所変更についても56年6月のA市B区以前については記録されていないことから、申立期間の国民年金保険料が適切に収納されなかった可能性を否定できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金記号番号払出簿の縦覧確認を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで
会社を退職後、昭和49年4月ごろに両親に勧められて、国民年金に加入した。

加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、母が行ったので、全く詳細は分からないが、母は大変きちょうめんな性格であったので、私が納付すべき期間の国民年金保険料はすべて納付してくれているはずである。

また、父が亡くなった際に受給した厚生年金保険の一時金が少額であったこと等から、母が家族に、「年金はきちんと納付しなければいけない。」と話していた会話を記憶している。

申立期間に係る私の国民年金保険料を母が納付したことは間違いないので、加入当初の1年間のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職後、昭和49年4月ごろに母親が国民年金の加入手続を行ったと申し立てているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年7月10日にA市B区で払い出されており、陳述と符合しない。

また、転居後のA市C区保存の国民年金被保険者名簿に記載されている過去の国民年金保険料納付記録欄を見ても、申立期間は未納とされている。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料については過年度納付することは可能であるものの、特殊台帳を見ても、過年度保険料に係る納付催告事跡は見当たらないことなどから、申立人の保険料の納付を担っていたとする母親は、現年度納付できる年度から申立人の保険

料の納付を開始したと考えるのが相当である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、また、当時の事情を知る申立人の母親は高齢のため陳述を得ることは困難であり、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

国民年金の加入については、国民年金制度が始まった昭和36年ごろに、自分自身でA市B区役所に出向き加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、毎月、自宅に来ていた集金人に納付していたが、仕事のために自宅にいなかった時は、数か月分の保険料を後でまとめて集金人に納付していたこともあった。保険料を納付すると、集金人は手帳に印紙を貼^はりスタンプを押していたはずである。

国民年金保険料については、塩をなめてでも支払うという考えを持っていたので、滞納したことも無く、定期的に納付していたので、前年の保険料まで後でさかのぼって納付したことは無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市C区において、昭和39年9月30日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、36年4月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、37年1月から39年3月までの保険料は過年度保険料となり、通常、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない上、申立人は、保険料については、前年分についてまでさかのぼって納付したことは無いと陳述している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

さらに、申立人は、集金人は、毎月自宅に来ていたはずであるとしているものの、申立期間当時の集金人への納付頻度は3か月単位が通例であり、当時の制度状況と符合しない上、集金人についての記憶も曖昧である。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年6月まで

昭和61年の国民年金制度の改正に伴い、夫の会社から私の国民年金に関する書類が届き、その際に私が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを初めて知った。

私も夫も具体的なことは覚えていないが、昭和46年10月に結婚し、会社の社宅に住み始めたので、結婚後間もない時期に夫の会社が加入手続きしてくれたと思う。

また、私の国民年金保険料については、夫の毎月の給料又はボーナスから天引きされていたと思う。

申立期間の国民年金保険料は、夫の会社が納付してくれているはずであり、国民年金の未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和48年7月2日を国民年金任意加入被保険者資格の取得日として、同年8月13日に払い出されており、申立期間は、国民年金の任意未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳記載の資格取得日も同日となっており、特殊台帳の記録と符合している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、また、申立期間当時、申立人の夫が勤務していた会社では、国民年金に関する資料等は既に廃棄しているため、当時の事情は不明であるとしており、当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から50年3月まで

昭和43年9月に会社を辞めたので、夫婦一緒に市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、2か月から3か月ごとに自宅に来ていた集金人に妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

妻が集金人に国民年金保険料を納付した時にもらった領収書は、しばらくは国民年金手帳に貼付^{ちょうふ}していたが、いつの間にかはがれてしまい、今は残っていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和50年2月7日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、43年9月から47年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、申立期間のうち、48年1月から49年3月までの保険料は過年度保険料となり、通常、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない。

また、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の妻は、保険料を集金人に納付した時に領収書をもらったと申し立てしているところ、昭和47年度までは印紙検認方式が通例であるが、妻は、国民年金手帳に領収印を押されたことは一度も無いと陳述している。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和50年1月13日発行の記載があり、申立人はこの年金手帳以外に年金手帳をもらった記憶は無いと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

このほか、申立人及びその妻から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から50年3月まで

昭和43年9月に夫が会社を辞めたので、夫婦一緒に市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、2か月から3か月ごとに自宅に来ていた集金人に私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私が集金人に国民年金保険料を納付した時にもらった領収書は、しばらくは国民年金手帳に貼付^{ちようふ}していたが、いつの間にかはがれてしまい、今は残っていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和50年2月7日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、43年3月から47年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、申立期間のうち、48年1月から49年3月までの保険料は過年度保険料となり、通常、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料を集金人に納付した時に領収書をもらったと申し立てているところ、昭和47年度までは印紙検認方式が通例であるが、申立人は、領収印を押されたことは一度も無いと陳述している。

さらに、申立人の夫の所持する国民年金手帳を見ると、昭和50年1月13日発行の記載があり、申立人の年金手帳には発行日の記載は無いが、夫婦連番で払い出されていることから同日に発行されたと推認でき、申立人夫婦はこの年金手帳以外に年金手帳をもらった記憶は無いと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

このほか、申立人及びその夫から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から48年12月までの期間、54年4月から同年6月までの期間、同年10月から55年3月までの期間及び57年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から48年12月まで
② 昭和54年4月から同年6月まで
③ 昭和54年10月から55年3月まで
④ 昭和57年4月から61年3月まで

会社を退職した昭和42年4月ごろ、母親が国民年金の加入手続きをしてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、加入後から結婚するまでは、母親が集金人に納付してくれていたと思う。

また、昭和44年10月の結婚後は、自分自身でA市B区役所に行き、納付書に現金を添えて納付していた。幼い子供を背負って納付したことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未加入期間及び未納期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市（現在は、D市）において、昭和42年4月13日に払い出されているものの、オンライン記録及び国民年金手帳の写しを見ると、申立人は、同年11月5日に国民年金強制加入被保険者資格を喪失し、その後49年1月24日に任意加入被保険者資格を取得するまでの間に当たる申立期間①は、国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、D市役所保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、昭和

42年11月5日付けで国民年金被保険者資格を喪失したことが記録されており、オンライン記録等と符合し、同年11月以降の国民年金保険料の納付は記録されていない上、申立人が社会保険事務所（当時）へ提出した国民年金手帳の写しの印紙検認記録を見ても、同年11月以降に検認印は無い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び加入当時の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の母親のオンライン記録を見ても、厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い、申立人と同じ昭和42年11月5日付けで国民年金被保険者資格を喪失している。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月以降の国民年金保険料の納付については、区役所から送付された納付書により納付したと申し立てているが、A市においては、昭和47年度までは国民年金手帳への印紙検認方式による保険料収納が通例であり、当時の制度状況に合致しない。

一方、申立期間②及び③について、特殊台帳を見ると、昭和54年度欄に未納催告を示す「55 催」の事跡があるところ、申立人は、国民年金保険料については、毎月納付していたはずであり、区役所窓口以外でさかのぼって納付したことは無いと陳述しており、納付催告に応じて過年度納付したことをうかがわせる事情は認められなかった。

また、申立期間④について、申立人の国民年金手帳及びオンライン記録等を見ると、申立人は、昭和57年4月1日に国民年金被保険者資格を再び喪失し、その後61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまでの間に当たる当該期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から60年3月まで

外国籍であっても、昭和57年1月から国民年金に加入することができる
と聞き、私又は夫が夫婦二人分の加入手続を行い、その後、私が夫婦二人分
の国民年金保険料を金融機関で納付書に現金を添えて納付した。

夫の申立期間の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私の保険料
が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、
A市B区において、昭和59年11月10日に払い出されているものの、申立人
の夫の手帳記号番号は、その2年以上前の57年3月に払い出されており、夫
婦一緒に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、
昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料は、制度上、納付すること
はできず、また、申立期間のうち、同年4月から59年3月までの保険料は過
年度保険料となるものの、申立人は、さかのぼって保険料を納付したことは無
いとしている。

さらに、オンライン記録を見ると、昭和61年11月6日に過年度保険料の納
付書が作成されていたことが確認できる一方、60年4月以降には過年度納付
した事跡は認められないことから、申立期間のうち、59年4月から60年3月
までの期間内に未納期間があったことが推認できる。

加えて、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付日が確認できた昭和60
年度分に係るオンライン記録を見ると、昭和60年10月から61年3月までの
国民年金保険料は、夫婦で納付日が一致しておらず、一緒に納付していたとす

る申立内容と符合しない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年12月まで

時期についてははっきりと覚えていないが、A市B区役所にC市への転出証明をもらいに行った際、過去の国民年金保険料の未納分を納付しなければ、証明書は発行できないと言われた。

未納保険料は、2万円から3万円ぐらいで、後日、区役所の窓口で一括納付したにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区からC市へ転出する際、同区役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと申し立てている。

しかし、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和48年9月3日にC市へ住所変更している記録は確認できるものの、変更前の住所地についてはA市D区と記録されており、同市B区での国民年金法上の住所履歴は確認できず、陳述内容と符合しない。

また、転出先のC市において、申立期間の国民年金保険料を納付しようとした場合、転出した昭和48年9月時点は、特例納付制度実施時期にも当たっておらず、制度上、一括して納付することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市D区において、昭和45年3月14日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、42年1月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、43年1月から44年3月までの保険料は過年度保険料となり、区役所の窓口で納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月から 33 年 7 月まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、中学校卒業後、知人の紹介でA社に入社し、B船に2回乗ったのに1回の加入記録しかないので、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もB船に乗り、A社で勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和36年に船員保険の適用事業所ではなくなっており、事業主等の連絡先も不明であるため、同社等から申立人の申立期間に係る勤務実態及び船員保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人がA社所有の他船で勤務していたと記憶している先輩は既に死亡している上、申立人は、B船で勤務していた同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る複数の元従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者はいない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の被保険者整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月ごろから28年9月ごろまで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、自宅近くのA社で勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料は保存していないため、申立人が在籍していたかどうかは分からない。」としており、事業所から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録が確認できる元従業員に照会し5人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

さらに、申立人は昭和62年に死亡しており、申立期間当時の勤務状況及び保険料控除等について陳述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 1 日から 32 年 2 月 20 日まで
② 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 2 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A社（現在は、B社）に勤務した。採用通知と当時の日記を提出するので、厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

申立期間②は、同一事業主の3つの事業所に勤務した期間のうち、2番目に勤務したC社での加入記録だけが無い。同社には事業主の指示で勤務したので、厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人提出の採用通知書及び申立期間当時の申立人の日記の内容から判断して、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社の現在の総務担当者は、「確かなことは分からないが、申立期間当時は、パートタイム及びアルバイトの従業員が多かったことから、正社員であっても、勤務が継続できることをしばらくの間見てから、社会保険に加入させていたようである。そのような試用期間の長さは人により異なっていたようである。ただし、加入時は入社時にさかのぼって加入させていたようである。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立期間終期の昭和32年2月以降に、申立期間以前の31年7月1日にさかのぼって資格を取得している者が46人確認でき、その中には申立人が同僚として記憶している者も含まれていることから、申立人は、試用期間が経過する前に退職したことによ

り当該遡^{そきゅう}及取得の対象者とされなかった可能性が考えられる。

また、申立人の申立期間における保険料控除に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、このほかに、当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、雇用保険の記録及び申立てに関連する3つの事業所の商業登記の記録等から判断して、申立人が申立期間にC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。また、同事務所は、その業務内容から、申立期間当時の厚生年金保険法において強制適用事業所とはならない業種であったと判断される。

さらに、申立人が記憶している同僚3人について、申立てに関連するほかの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認し、オンライン記録も検索したが、該当する被保険者記録は確認できなかった。

加えて、申立人の申立期間における保険料控除に係る記憶は曖昧であり、このほかに、当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から同年 8 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社B支店では、C業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社B支店における売掛金回収記録から判断して、申立人が申立期間に同社B支店で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時、C業務従事者は委任契約であり、厚生年金保険の加入対象外であったため、保険料は控除していない。また、雇用保険にも加入させていない。」としているところ、雇用保険の記録を見ると、申立人は、申立期間の前後に他事業所で雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間において同資格の取得は無く、同社では、申立期間当時、C業務従事者であった申立人の雇用保険を含め社会保険全般について資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、このほかに当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 30 日から 45 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和 42 年 7 月から 48 年 9 月まで継続して勤務しており、途中で一時退職したことは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も継続してA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 51 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、同社等から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同社で被保険者資格を取得した昭和 42 年以降において、申立人以外に 7 人の元従業員についても申立人と同様に被保険者期間の欠落（欠落期間は最短で 11 か月、最長で 93 か月）が見られるところ、当該欠落に係る資格喪失の時期は、申立人の申立期間に係る資格喪失日と同時期である。

さらに、上記 7 人の元従業員のうち、連絡の取れた 2 人は、「欠落期間もA社で継続して勤務していたが、厚生年金保険料の控除についての記憶は定かでない。」と陳述しているが、そのうち申立期間当時の事業主の息子は、「私の欠落期間は昭和 43 年 5 月以降の 5 年 5 か月であるが、この間も継続して勤務していた。しかし、A社は、同年ごろに倒産状態となり、当時経理担当者であった職員に辞めてもらったように記憶しているので、自分の加入記録もいった

ん喪失させられたのかもしれない。」旨陳述しているところ、当該経理担当者の同社における加入記録を見ると、昭和43年4月27日に被保険者資格を喪失し、44年5月1日に再取得しており、加入記録の無い期間は国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、A社は、昭和45年4月1日に厚生年金基金に加入しているが、申立人が同基金の加入員資格を取得した日は、厚生年金保険の被保険者資格を再取得した日と同日である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7759（事案 3032 及び 4984 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月から 7 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 社（現在は、B 社）で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与額に比べて低いことが分かった。

それで、年金記録確認第三者委員会へ記録の訂正を申し立てたが、申立期間当時の給与額が確認できない、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを確認することができない等の理由で、申立ては認められなかった。

今回、A 社が作成した保険料控除額等が確認できる資料及び嘱託労働契約書を提出するので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 社提出の「被保険者標準報酬決定通知書」等の記載内容と社会保険庁（当時）の記録は一致している、ii) 同社には、申立期間当時の賃金台帳、給与支払明細書等の資料が保存されておらず、申立期間に当たる平成 6 年 10 月から適用される定時決定に係る算定基礎届に過誤があったか否かを明らかにすることはできない、iii) 申立人提出の預金通帳の写しに記載されている A 社からの振込金から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを確認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、21 年 2 月 6 日付け及び同年 12 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料控除額等が確認できる A 社作成の資料であるとして、手書きされた資料を新たに提出しているが、当該資料において「法

定福利厚生費」として計上されている金額は、申立人が主張する給与額に基づく標準報酬月額に見合う社会保険料額と符合しないことから、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認することはできない上、B社は、「当該資料は、その記載内容から、D資料であると思われるが、当社がD資料を作成する場合は、年月、C業務従事者の氏名及び番号は必ず記載するはずであり、当該資料には、それらが記載されていないことから考えると、当社作成の資料とは考え難い。」としている。

また、申立人は、申立人がA社と交わした嘱託労働契約書も新たに提出し、「A社とは、月額30万円の給与で契約していた。申立期間の標準報酬月額がこれより低額であるのは納得できない。」と主張しているが、当該契約書を見ても、給与月額を30万円とする旨の記載は見当たらず、さらに、B社は、「申立人のようなC業務従事者には、売上げに応じた給与を支払うので、毎月の給与額を決めることはあり得ない。」としている。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7760 (事案 3185 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会へ記録の訂正を申し立てたが、申立期間も継続して勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険料控除についてまでは認められないとして、申立ては認められなかった。

しかし、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しており、納得できない。

また、入社後2年目ぐらいに、手にけがをし、会社の近くにあったB病院で健康保険被保険者証を使って治療したことを記憶しているので、再調査の上、申立人の立場に立って改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時の事業主の子である現在の事業主及び同僚の陳述により、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められるものの、i) 申立人が記憶している同僚の中には、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が無い者も見られることなどから、申立期間において、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたのではなかったことが認められる、ii) 申立期間当時の事務担当者及び現在の事業主に聴取しても、当時の保険料控除の状況は確認できなかった、iii) 前述の被保険者名簿の記録を見ても、申立期間の保険料控除をうかがわせる点は見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間当時も給与明細書の中身を毎回確認していたので、厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。申立期間も間違いなく厚生年金保険料が控除されていた。」と主張するが、申立人からこれを確認できる新たな関連資料の提出は無く、保険料控除をうかがわせる新たな周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、「入社後2年目ぐらいに、けがをし、B病院で健康保険被保険者証を使って治療したことを記憶している。」と陳述しているところ、B病院に申立期間当時の診療記録の保存の有無について照会したが、「当時のカルテ等の記録が残っていないため、申立人の受診については確認できない。」との回答であった。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 61 年 6 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。入社時に健康保険被保険者証をもらい、厚生年金保険の加入手続もしてもらった記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚一人の氏名を記憶しているものの、その連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人には、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無く、このほかに保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店にC業務従事者として勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社B支店にC業務従事者として勤務していたことが推認できる。

しかし、商業登記の記録によると、A社は昭和58年に閉鎖されており、申立期間当時の事業主は所在不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、申立人が自身と同じC業務従事者であったと記憶している同僚7人について、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、C業務従事者の長の妻であった者の記録は確認できるが、ほかの6人の記録は確認できない。

さらに、申立人及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立期間当時に、A社B支店の寮でC業務従事者の長、C業務従事者又はD業務担当者として勤務したことがある元従業員は、申立人を含めて約20人であったと推認できるところ、前述の被保険者名簿を見ても、寮長及び寮長の妻を除く18人の記録は確認できない。

加えて、申立人が自身と同じC業務従事者であったと記憶している同僚で、被保険者記録の確認できない前述の6人のうち2人は、「申立期間当時、給与から保険料を控除されておらず、健康保険被保険者証ももらっていない。」と

陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の給与額は約 20 万円であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与額は約 20 万円であったのに、社会保険事務所に記録されている申立期間の標準報酬月額はこれより低額であると申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 55 年 5 月 1 日に 20 万円から 11 万円に、56 年 7 月 1 日に 11 万円から 15 万円に改定されている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間にA社で被保険者記録の有る者全 6 人のうち、申立人を除く 5 人についても、1 人は昭和 54 年 5 月 1 日に、4 人は申立人と同日の 55 年 5 月 1 日に標準報酬月額が減額改定されているところ、当該 4 人のうちの 1 人で、56 年 4 月 30 日に同社で被保険者資格を喪失している者は、「減額改定後の標準報酬月額と実際の給与額は一致している。申立期間当時、社長から、業績悪化のため給与を減額する旨の説明があった。異論はあったが、その時は従わざるを得なかった。その後数か月、辛抱して勤務したが、生活ができないため昭和 56 年 4 月末ごろに辞めたので、当時のことをよく覚えている。」と陳述している。

また、A社保管の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更決定通知書を

見ると、事業主が社会保険事務所に対して、オンライン記録どおりの標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の減額改定を届け出ていることが確認できる。

さらに、事業主は、「申立期間についても、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく保険料を申立人の給与から控除した。」と陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年から 18 年まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。船舶の名前は定かではないものの、A社が所有するB船と思われる船で、昭和 16 年から勤務していたのに、被保険者記録は 18 年 3 月からとされている。

申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社が所有するB船と思われる船で勤務し、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の関連資料を保管していないとしていることから、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人と同日の昭和 18 年 3 月 17 日にB船で船員保険被保険者資格を取得している申立人の弟は、「申立人がB船で勤務したのは、自分と同じ昭和 18 年 3 月からであり、それ以前はC業務に従事していた。」と陳述している。

さらに、B船に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人とその弟の船員手帳番号が連続する番号であることが確認できるところ、このことについて、船員手帳を交付しているD運輸局は、「船員手帳番号が近いということは、船員手帳の交付日は遠く離れていないと言える。」としていることから、両者はほぼ同時期に船員手帳の交付を受けたことがうかがえる。

加えて、当該被保険者名簿を見ると、申立人が昭和 18 年 3 月 17 日に被保険者資格を取得したときの職務が、E業務であったことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に勤務していた船舶の名前が定かでないとしてい

ることから、申立期間にA社が所有していたB船以外の船舶に係る船員保険被保険者名簿も調査したが、申立人の記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月21日から29年8月1日まで
② 昭和30年2月10日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。夫は昭和27年から平成3年まで、申立期間も含めて途切れることなく同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間当時の事業主の親族の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年7月26日であり、申立期間のうち同日までは適用事業所ではない。

また、A社は、平成13年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

なお、申立人の妻は、「昭和27年から28年以降、夫は継続してA社に勤務しており、B業務に従事していた。」と陳述しているが、オンライン記録によると、申立人は、申立期間より前の昭和27年2月1日から28年10月21日までの期間及び申立期間より後の29年8月1日から30年2月10日までの期間について、C社で厚生年金保険に加入していることから、申立期間も同社で勤

務していた、又は同社で厚生年金保険に加入していた可能性を考慮し、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立人の記録は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、C社は、昭和60年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したところ、回答のあった3人の陳述から、申立期間当時、C社が、A社等と業務提携関係にあったことがうかがえるものの、同人たちは申立人を記憶していない。

申立期間②については、元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年7月26日に9人が被保険者資格を取得し、その次の資格取得日は、申立人及び事業主を含む13人が資格を取得した申立期間の終期である30年4月1日であるところ、申立人は、同社が適用事業所となった日の6日後の29年8月1日にC社で資格を取得しており、事業主もA社が適用事業所となった日においてはほかの事業所で被保険者であったことがオンライン記録により確認できることから、A社では、同社が適用事業所となった日において、業務提携先の事業所で被保険者であった、又は被保険者となる予定であったためにA社での資格の取得を見合わせた者について、30年4月1日にまとめて加入手続を行ったことがうかがえる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、申立期間②についても、申立人がC社で勤務していた、又は同社で厚生年金保険に加入していた可能性を考慮し、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立人の記録は無いほか、申立期間に同社で被保険者記録の有る元従業員に照会し二人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 3 日から 14 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低く記録されていることが分かった。それで、社会保険事務所等に異議を申し立てたところ、平成 16 年 11 月に、14 年 10 月 1 日以降の標準報酬月額は訂正されたが、2 年以上前である申立期間の標準報酬月額は訂正されなかった。

申立期間に夫は、月額 30 万円から 35 万円の給与を得ていたと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額も訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の申立期間の給与額は 30 万円から 35 万円であったのに、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額はこれより低額であると申し立てている。

しかし、A社の総務担当者は、「申立期間当時の賃金台帳等が残っていないため詳細は不明であるが、従業員の基本給のみを報酬月額として社会保険事務所に届け、歩合給は届け出ていなかったかもしれない。申立人の申立期間の厚生年金保険料については、届け出た報酬月額に基づく保険料しか控除していない。」と陳述している。

また、オンライン記録によると、平成 16 年 11 月に、申立期間より後の 14 年 10 月 1 日から 16 年 10 月 14 日までの期間に係る申立人の標準報酬月額が、さかのぼって増額訂正されているところ、申立人提出の、当該期間の一部であ

る15年1月から同年11月までの給料支払明細書を見ると、当該給料支払明細書で確認できる保険料控除額は、事業主が、当初社会保険事務所に届け出た訂正前の標準報酬月額に基づく保険料額とおおむね一致している。

さらに、元従業員の中から提出のあった、申立期間の一部である平成13年10月、14年6月及び同年10月の給料支払明細書を見ると、当該給料支払明細書で確認できる保険料控除額は、社会保険事務所に記録されている同人の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

加えて、平成9年1月から10年9月までに被保険者資格を取得している複数の元従業員について、申立期間の標準報酬月額の推移を確認したところ、9万8,000円から28万円までの範囲で増減しており、申立人の主張する給与額（30万円から35万円）に相当する標準報酬月額が記録されている者はいないほか、申立人の標準報酬月額だけが低額であるという事実は認められない。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点も見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7767 (事案 4517 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月 26 日から 24 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 県 B 組織に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会へ記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は推認できるものの、厚生年金保険料控除については推認できないとして、申立ては認められなかった。

今回、A 県 B 組織の設立経緯及び仕事内容等について思い出したことを文書にして提出するので、再度調査の上、改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が記憶する同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間に A 県 B 組織に継続して勤務していたことは推認できるものの、i) 社会保険事務所の記録では、同組織は、昭和 22 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない、ii) 前述の同僚からは申立人の申立期間に係る保険料控除について有力な陳述は得られなかった上、同組織において被保険者記録の有るその他の元従業員については、死亡又は連絡先不明のため申立人の申立期間当時の事情を確認することができない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A 県 B 組織の設立経緯、解散時期、役員氏名、所在地及び申立期間当時の仕事内容等を記載した文書を提出しているが、当該文書の内容からは、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる新たな事情は確認できない。

また、申立人は、「A県B組織は、個人的に設立した企業ではなく、C県B組織は昭和25年1月まで厚生年金保険の適用事業所であるのに、A県B組織だけが勤務期間の途中で適用事業所でなくなっているはずがない。ほかのB組織の状況についても調査してほしい。」としていることから、事業所名に「B組織」を含むD県内の適用事業所について調査したところ、複数の事業所が、A県B組織と同様に、同組織が適用事業所でなくなった日と同時期の昭和22年2月26日から同年4月1日までに適用事業所でなくなり、その後に改めて適用事業所となることはなかったことが確認できる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)C支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 39 年 1 月 1 日から 52 年 4 月 21 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主及び複数の同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の事業主は、「申立人は、申立期間当時はアルバイトとして勤務していたので、昭和 44 年 5 月 1 日までは厚生年金保険の加入手続を行わず、給与から保険料も控除していなかった。」と陳述している。

また、同僚の一人は、「A社では、アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかったが、申立人が正社員であったかアルバイトであったかは、当時の事業主及び申立人が所属していた店の支店長等しか分からないと思う。」と陳述しているところ、申立人が所属していた店の支店長であった申立人の父は、既に死亡しているため、同人から申立人の申立期間当時の雇用形態等を確認することができない。

さらに、申立期間当時の経理事務担当者も既に死亡しているため、同人から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 2 日から 33 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社の事業主及び専務が私のいとこで、これらの人から働きに来てほしいと言われたので、昭和 31 年 4 月に同社に入社し、B業務をしていた。同年の年末から 32 年にかけて、病気により長期入院し、健康保険被保険者証を使ったことも記憶している。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成 16 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人がいとこであったとする申立期間当時の事業主及び専務は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 7 人のうち、連絡先の判明した 2 人に照会したところ、申立期間同時に経理事務を担当していたとする元従業員は、「申立人のことは記憶しているが、申立期間に勤務していたという記憶は無い。申立人は、社長のいとこなので、申立期間に会社に顔を出したり手伝ったりすることがあったかもしれないが、従業員として勤務し、給料が支払われていたということはないと思う。」と陳述している。

さらに、もう一人の元従業員も、「私は、申立期間のうち、昭和 32 年 2 月ま

でA社で勤務していたが、申立人のことを知らない。少なくとも私が勤務していた期間には、申立人は勤務していなかったと思う。」と陳述している。

加えて、申立人は、「昭和31年の年末から32年にかけて、病気により長期入院し、健康保険被保険者証を使ったことを記憶している。」と陳述しているところ、前述の申立期間当時の経理事務担当者は、「申立期間当時、長期入院した従業員はいなかったと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。平成 5 年 11 月に A 社に入社後、すぐに、B 社で C 業務の研修を受けたが、申立期間は、当該研修を終え、A 社に戻った時期と重なる。グループ会社間の異動であるため、空白期間が生じることは考えられないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の賃金台帳の記録及び同僚の陳述内容から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A 社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しによると、同社は、申立人の被保険者資格を平成 6 年 5 月 1 日付けで取得させていたことが確認できる。

また、A 社の賃金台帳を見ると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 14 日から 37 年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 35 年 5 月から 48 年 10 月まで継続して勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び申立期間の一部に係る雇用保険の記録から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成4年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立人と同期入社であり申立期間もA社に勤務し、申立人と一緒に全国の現場を回っていたとする元従業員及び同人が同期入社で一緒に仕事をしていたとする別の元従業員も、申立期間とほぼ同一の昭和36年6月2日から37年10月1日までの期間の厚生年金保険加入記録が確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人及び前述の元従業員二人が昭和36年6月に被保険者資格を喪失したことに伴って、健康保険被保険者証が社会保険事務所(当時)に返還されたことを表す「証返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から 20 年 3 月 13 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、B市L区にあった同社のC部署で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 24 年度に、D社(現在は、E社)、F社、G社及びH社(現在は、I社)の4事業所に分かれているところ、それぞれの事業所に照会したが、申立期間当時の関連資料を保管していない等の理由により、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできなかった。

また、A社J支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社J支店の所在地は、申立人が勤務地であったとするB市L区であったことが確認できるところ、同社J支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 21 年 8 月であり、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、申立人は、同じA社のC部署に勤務していたとする同僚の女性7人の名字を記憶しているところ、前述の同社J支店に係る被保険者名簿を見ても、該当する名字の被保険者は確認できず、その連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

一方、申立期間当時、A社本社、同社K支店及び同社L部門の3事業所が、

所在地はB市L区ではないものの、同市内において厚生年金保険の適用事業所であったことが、それぞれの事業所に係る被保険者名簿から確認できることから、これらの名簿も調査したが、申立人及び申立人が記憶する同僚7人の記録は確認できなかった。

また、当該3事業所に係るそれぞれの被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し16人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

このほか、申立人には、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無く、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 22 日から 44 年 2 月 28 日まで
② 昭和 45 年 1 月 12 日から 48 年 1 月 21 日まで

過去の厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所（当時）で調査してもらったところ、A社及びB社に勤務していた期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求した記憶は無く、受給していないと申し立てている。

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 46 年 1 月から 50 年 12 月の間に資格を喪失している者のうち、受給要件を満たし、脱退手当金を受給している同僚は、「私が退職する際、会社の事務担当者から脱退手当金の説明を受けて受給した。請求手続も事務担当者がしてくれたと思う。」旨を陳述していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、オンライン記録によると、平成 8 年 10 月 24 日に国民年金第 3 号被保険者の特例届出の処理がされるまで、国民年金への加入の届出を行っていない上、国民年金第 3 号被保険者期間及び国民年金申請免除期間以外の期間は、国民年金に未加入又は国民年金保険料が未納となっていることが確認できることなどを踏まえると、申立人の年金に対する意識が高かったとも考え難い。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支

給額に誤りが無い上、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和48年4月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さもうかがえない。

加えて、B社の元事業主は既に死亡している上、同社の関連会社であったC社も、「申立人に関する資料は無く不明。」旨を回答しており、このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 10 日から 34 年 1 月 1 日まで
② 昭和 39 年 6 月ごろから 41 年 5 月 6 日まで

私は、昭和 32 年 8 月から A 社で勤務した。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、同社における資格取得日が 34 年 1 月 1 日となっており、申立期間①が厚生年金保険の未加入期間とされている。

また、昭和 39 年 6 月ごろから B 社に勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、同社における資格取得日が 41 年 5 月 6 日となっており、申立期間②が厚生年金保険の未加入期間とされている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 32 年 8 月から A 社で勤務していたと申し立てているところ、同僚の陳述から判断すると、入社時期は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、同社に在職していたことが推認できる。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 34 年 1 月 1 日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、A 社の当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した同僚からは、「A 社に勤務していた期間のうち、厚生年金保険の適用事業所となり加入した昭和 34 年 4 月 1 日までの期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」旨の陳述が得られた。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社の元事業主は、「申立人は、私の弟が経営する工場で昭和39年ごろから勤務をしていた。その後、弟は事業を廃止したので、弟と当該工場の従業員は、B社のC工場勤務することとなった。」旨陳述しており、同僚からも同趣旨の陳述が得られたことから判断すると、申立人は、申立期間当時から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の元事業主は、「申立期間当時の資料を保存していないため、申立人のB社への入社日及び勤務期間は不明である。一方、当時、当社の社会保険手続は外部委託しており、当該委託先の社会保険労務士事務所では、定期的に当社を訪れ、賃金台帳と従業員の被保険者資格の得喪状況について照合し、確認していたことを記憶している。」旨陳述しており、当該委託先である社会保険労務士事務所からも「当時の資料は保存していないが、当時、委託を受けた事業所については、賃金台帳等を定期的に確認していたので、厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、厚生年金保険に加入させていなかったとは考え難い。」旨の回答が得られた。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した同僚及び申立人が氏名を記憶していた同僚からも、申立人の申立期間における保険料控除等について具体的な陳述は得られなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできないほか、上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

一方、申立人は申立期間当時、B社の元事業主の弟が経営する事業所に在籍していた可能性も考えられるところ、当該元事業主の弟は既に死亡しているほか、申立人と同様に当該事業所から同社に移籍した同僚からも申立人の当該事業所における保険料控除について具体的な陳述は得られず、確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 20 日から 10 年 9 月 28 日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A社及び関連会社であるB社に勤務していた期間のうち、申立期間が空白となっていた。

私は、平成 2 年 2 月 22 日にA社に入社し、11 年 1 月 25 日に同社を退職するまで、A社又はB社のどちらかに在籍し、正社員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社及び関連会社であるB社のどちらかに在籍し、継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録を見ると、申立人は平成 9 年 5 月 24 日にB社において資格を取得し、同年 12 月 19 日に離職しており、当該離職後に、雇用保険の求職者給付等の受給資格が決定されていることも確認できる。

また、申立人が記憶している同僚並びにA社及びB社の両社に係る健康保健厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚は、いずれも「申立人は、平成 9 年末ごろに退職し、申立期間は勤務していなかったように記憶している。」旨を陳述している。

さらに、A社及びB社の事業主（同一人物）は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

加えて、C市D区役所によると、申立人及びその妻は、申立期間と重なる平成 10 年 2 月 1 日から同年 9 月 29 日まで、国民健康保険に加入していることが確認できるほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等に

よる検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月ごろから 35 年 10 月ごろまで
② 昭和 39 年 7 月ごろから 46 年 2 月ごろまで

申立期間①について、私は、昭和 32 年 3 月に定時制高校を卒業し、A市のB業を営んでいるC社に勤め始めた。

C社では、D業務従事者として働いた。厚生年金保険料等は給与から控除されていたと思う。昭和 33 年 7 月にはD業務免許も取得したが、35 年 10 月ごろに退職した。

申立期間②について、昭和 39 年 7 月ごろに先輩の紹介でF市にあったE社に入社し、46 年 2 月ごろまで勤務した。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間の加入記録が無く、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の申立期間におけるC社での在職については、同僚の陳述及び申立人が当時の仕事内容等を明確に記憶している上、同社で取得したD業務従事者の免許証を所持していることなどから判断すると、勤務期間は確認できないものの、当時、D業務従事者として同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立期間中にC社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚が申立人と同じD業務従事者であったとして氏名を挙げた者は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、その氏名が確認できないことから、同社では、すべてのD業務従事者を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

一方、申立期間当時の事業主、社会保険事務担当者及び申立人が支配人として氏名を挙げた者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間

における保険料控除等について事情聴取することはできなかった。

また、上記とは別の複数の同僚に対して、申立人の申立期間における保険料控除について事情照会を行ったものの、いずれも「申立人を記憶していない。」と回答しており、確認することはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、E社における業務内容等を明確に記憶していることから、申立人は同社に勤務していたことが考えられる。

しかし、当時の事業主は、「E社は、当時、正社員が全体で7名程度の少人数で運営していたが、その正社員の中に申立人がいた記憶は無い。」と回答している上、E社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年7月1日に資格を取得している同僚のうち、回答が得られた複数の同僚は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の同日以降の在職について確認することができなかった。

一方、オンライン記録によると、上記のとおり、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和43年7月1日であり、申立期間のうち、39年7月ごろから43年7月1日までは同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、上記の事業主及び当時の社会保険事務担当者は、「E社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が当時、一緒に勤務していた先輩として名前を挙げた者の加入記録は確認できないことから、同社では、すべての社員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 1 日から 30 年 5 月 1 日まで

私は、A社B支店に昭和 28 年 12 月 1 日から 30 年 8 月 24 日まで勤務したが、社会保険事務所（当時）に私の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社B支店に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社B支店において勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚を抽出して事情照会を行ったものの、申立人の勤務期間及び申立期間における勤務実態について具体的な陳述を得ることができず、確認することはできなかった。

なお、申立人は、「私は、昭和 28 年 12 月ごろの寒い時期にA社（B支店）へ入社した。」と申し立てている一方、上記同僚のうちの一人は、「私は、昭和 29 年 4 月ごろに、A社B支店が開設することに伴って、C業務従事者として入社した。」と陳述していることから、申立人のA社B支店への入社時期は、申立人主張の昭和 28 年 12 月ではなかった可能性を否定できず、申立人自身も、「昭和 29 年 4 月ごろにA社B支店が開設したのであれば、私が入社した時期は、同年 12 月ごろであったかもしれない。」旨陳述している。

また、上記の同僚は、「私は、昭和 29 年 4 月にC業務従事者として入社し、研修が終了した後の同年 7 月から厚生年金保険に加入した。加入するまでの期間は、給与から保険料を控除されていなかったと思う。」旨を陳述しているほか、上記とは別の同僚からも「私は、昭和 29 年 9 月ごろ入社し、研修終了後

の30年1月1日から厚生年金保険に加入したが、加入するまでの期間は、保険料は控除されていなかったと思う。」旨の陳述が得られた。

さらに、申立人自身も、「入社後、数か月間は研修期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨陳述している。

これらのことから、A社B支店は、すべての社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A社は、昭和44年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、59年12月*日に解散しているため、事業主及び役員の所在は不明であり、これらの者に事情照会することはできないほか、当時の上司であり、事務担当者でもあった者に事情照会を行うことはできず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 1 日から 16 年 7 月 1 日まで
② 平成 17 年 7 月 1 日から 18 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 30 日まで A 社に勤務していた。申立期間①及び②は、同社の経営状況が悪くなり、毎月、給与総額のうち 5 万円程度が未払となっていた時期である。

しかし、社会保険庁（当時）から届いた「ねんきん定期便」を見ると、申立期間①及び②の標準報酬月額は、給与支給額ではなく 5 万円程度の未払賃金が控除された金額で届け出られている。

申立期間①及び②の標準報酬月額を給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において給与支給額の一部が未払となり、給与明細書も手書きによるものに変更されたが、給与支給総額に変化は無かったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人提出の平成 15 年 4 月分から 18 年 4 月分までの手書きによる給与明細書を見ると、給与支給額及び通勤費などの費目は記載されているものの、社会保険料控除額の記載は無いことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人自身も、「当該給与明細書に記載された給与支給額と実際に受け取った給与手取額は一致していた。」と陳述している。

一方、A 社提出の賃金台帳を見ると、申立期間①における申立人の給与支給額は、その期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を上回って

いるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。また、申立期間②における給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っている上、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社が加入しているB厚生年金基金提出の厚生年金基金加入員台帳を見ると、同基金における申立期間①及び②の標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致していることが確認でき、同基金は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員被保険者報酬月額変更届は複写式の様式であったので、同基金と社会保険事務所（当時）への届出内容は同一であった。」と回答している。

なお、A社の事業主は、「当時、申立人の給与支給額を引き下げた。また、給与支給額の一部が未払になっていたことも事実であるが、申立人の退職後に未払分の賃金を支払っており、精算済みである。」旨回答している。

このほか、申立人主張の給与総額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 8 日から 62 年 4 月 8 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間についても、A社でアルバイト社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B組織提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、同組織が、申立人の資格取得日をオンライン記録どおりに昭和 62 年 4 月 8 日として社会保険事務所に届け出たことが確認できる上、申立人の年金手帳を見ると、初めて厚生年金保険被保険者となった日として同じ日付が記載されている。

また、B組織は、申立期間当時の臨時社員の厚生年金保険加入状況について不明としているが、同組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間とほぼ同時期に資格を取得している者のうち、申立人と職種が同じであったとする元同僚 6 人（申立人と勤務校が同じであった 3 人を含む。）は、勤務を開始したとみられる時期から 1 年程度後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、B組織は、厚生年金保険に未加入の職員の給与から厚生年金保険料を控除することは有り得ないと回答しているところ、上記の元同僚のうち一人（昭和 60 年 4 月から勤務と陳述、61 年 4 月 2 日に資格を取得）が所持する源泉徴収票の「社会保険料等の控除」欄を見ると、同人が厚生年金保険に未加

入であった昭和 60 年分については金額の記載が無く、61 年 4 月から厚生年金保険に加入している同年分については、オンライン記録の加入期間及び標準報酬月額に相当する厚生年金保険料と健康保険料の合計額とおおむね一致する金額が記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月5日から20年4月1日まで

夫の船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、夫はA社の社命により乗船して勤務していたので、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が生前に記述した資料及び「C資料」から判断すると、申立人は、申立期間中の昭和19年9月下旬ごろから同年12月31日までの間にD船に2回乗り、E国からF国に物資を輸送したことが推認できる。

しかし、A社の船舶名簿及び戦時加算対象船舶名簿にD船の記録が無いことから、同船は船員保険の適用事業所ではなかったと考えられる。

また、B社は、「申立期間当時の船舶及び船員保険の管理はG組織が行っており、当社は申立人に関する船員保険の資料を保管していない。」と回答しており、同社から申立期間の保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は既に死亡しており、前述の申立人作成の資料には同僚の氏名が記載されていないことから、これらの者から申立期間の保険料控除について確認することができない。

一方、申立人が記述した資料から判断すると、申立期間のうち、D船に乗っていた期間を除く期間については、申立人は、下船又は移動のためにH船及びI船に便乗していたとみられ、予備船員(船舶に乗り組むために雇用されてい

る者で、船内で使用されていない者)であったと考えられる。

しかし、予備船員が船員保険の被保険者となるのは、船員保険法の改正により船員保険の被保険者の範囲が拡大された昭和20年4月1日以降であることから、申立期間のうち、予備船員であった期間については、申立人は被保険者になることができなかつたと認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7781 (事案 5118 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月から29年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらったので、年金記録確認第三者委員会へ年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

しかし、A社には、昭和24年10月ごろに入社し、60年に退社するまで正社員として継続して勤務したことは間違いないので、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の陳述及び申立人の詳細な陳述から判断して、時期は特定できないながら、申立人がA社で勤務していたことは推認できるものの、i) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主等も死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することはできない、ii) 申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の記録と一致している、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間にA社で勤務していたことは間違いなく、当該期間に厚生年金保険被保険者でないと言われていたことに納得できないと重ねて主張しているが、当該主張のみをもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月31日から54年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和57年1月1日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月31日から54年7月1日まで
② 昭和57年1月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無く、申立期間②の標準報酬月額の記録が低い旨の回答をもらった。

申立期間①は、A社で継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、代表取締役として社会保険に関する届出を行っていたが、標準報酬月額が減額されていることには心当たりが無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、商業登記の記録から、申立人が、申立期間を含む昭和47年12月から平成元年12月までA社の代表取締役であったことが確認できることから、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は、申立人の資格喪失日と同日の昭和52年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており(以下「全喪」という。)、同社が再び適用事業所となるのは、申立人が同社で資格を再取得している日と同日の54年7月1日であることから、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人は、A社に係る全喪手続について、「厚生年金基金の脱退手続は自身で行ったが、社会保険事務所での厚生年金保険を脱退する手続を行った記憶は無い。」と陳述しているところ、B厚生年金基金及びC健康保険組合の記録によると、同社の両制度の加入期間は、いずれも昭和52年7月31日までとなっており、社会保険事務所の記録と一致している上、同基金の担当者は「事業所が当基金を脱退する場合は、当基金に提出する書類に、社会保険事務所に提出した全喪届を添付することになっている。」と陳述していることから、当該全喪手続は、事業主からの届出によって行われたものとするのが自然である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、i)申立人を含む4人の被保険者に係る備考欄に「算テキ訂正 59.3.31」との記載があること、ii)申立期間等の「標準報酬月額の変せん」の欄に紙が貼^はり付けられていること、iii)申立人については、訂正前の記録は不明であるものの、申立期間の標準報酬月額が8万円に訂正された形跡が有ることが確認できることから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和59年1月31日より後の同年3月31日に申立人等の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理が行われたと考えられる。

しかし、前述のとおり、申立人は、申立期間及び当該遡及訂正処理日において、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社は倒産したので、昭和59年に厚生年金保険から脱退した。脱退する前は保険料の滞納もあったと思うが、手形で支払った。」と陳述している。

さらに、申立人は、「申立期間の標準報酬月額を引き下げる手続を行った記憶は無い。」としているが、前述の被保険者名簿によると、A社に係る全喪処理の受付日は、当該遡及訂正の処理日と同日の昭和59年3月31日となっていることから、当該遡及訂正処理は、事業主からの届出に基づく全喪手続と併せて行われたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月11日から60年12月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
A社では、B業務従事者として昭和54年から6年から7年間ぐらい勤務していたので、申立期間も同社で勤務していたことは間違いない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間の始期と一致する昭和57年1月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない上、同社の申立期間当時の事業主は死亡しているため、同人から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録の有る元従業員7人(申立人が同僚とする者1人及び申立期間よりも前に同社の事業主であった者1人(以下「元事業主」という。)を含む。)に照会し、元事業主を含む4人から回答を得たが、全員が申立人よりも早く退職したとしている上、申立人が申立期間に同僚であったとする別の3人は、いずれも連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、元事業主は、申立期間におけるA社の厚生年金保険の取扱いについて、「私が事業主であった申立期間の直前は、借入れを行いながら給与を支払うなど業績が良くなかったため、後を継いだ事業主が厚生年金保険に加入して

いたとは思えない。」と陳述しているところ、オンライン記録を見ると、申立期間当時の事業主が、申立期間を含む昭和45年5月から平成2年2月まで(平成元年4月から同年9月までを除く。)、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 25 日から同年 8 月 30 日まで
② 昭和 34 年 9 月 3 日から 38 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 11 月 2 日から 39 年 4 月 16 日まで
④ 昭和 39 年 4 月 16 日から 44 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 7 月 25 日まで

社会保険事務所(当時)に年金の加入記録を照会したところ、申立期間①、②、③、④及び⑤の期間については、脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。

昭和 46 年*月*日に長女を出産し、同年 7 月 25 日にA社を退職したが、厚生年金保険の脱退を同社に依頼したことはなく、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、申立人の夫は、「申立期間の脱退手当金については、私が請求書に判を押して、A社で当時社会保険事務を担当していた私の弟に手続をしてもらい、私が脱退手当金を受け取った。」旨陳述している。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間である5回の被保険者期間は同一の番号で管理されていること、及び申立期間後の被保険者期間は別の番号となっていることを踏まえると、申立人の脱退手当金はオンライン記録どおりに支給されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当

金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和46年9月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月21日から33年10月1日まで
② 昭和34年5月21日から37年6月10日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務していた昭和31年9月21日から33年10月1日までの期間及び34年5月21日から37年6月10日までの期間については、脱退手当金が支給されたことにされているが、脱退手当金は、請求も受給もしていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約11か月後の昭和38年5月28日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、昭和38年3月2日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年5月28日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後27ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した8人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め5人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失後おおむね11か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月26日から55年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本の役員欄の記録、事業主及び複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚6人のいずれからも、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、元事業主及び上記同僚のうち一人が当時の事務担当者であったとしている元従業員は、既に死亡しており、同人から申立人の申立期間に係る保険料控除の状況について陳述を得ることができない。

さらに、雇用保険の加入記録により、申立人は、B社において昭和55年4月1日に被保険者資格を取得しており、申立人の厚生年金保険被保険者資格の再取得日と雇用保険の加入日は一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7787 (事案 2311 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 22 日から 49 年 1 月 7 日まで

私は、昭和 47 年 5 月 21 日から雇用保険に加入しており、元事業主の息子が、当時は雇用保険、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険は、まとめて同時に手続をしているのでばらばらになることはないと思うと文書で証明しているので再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A厚生年金基金の記録によると、申立人が同基金に新規加入した日は、昭和 49 年 1 月 7 日であり、事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。このことから、社会保険事務所(当時)の事務過誤があったとは考え難く、B社が同年 1 月 7 日付けで申立人の厚生年金保険の加入手続を行ったものとするのが相当であること、ii) 当時の事業主からは「いつから申立人を厚生年金保険に加入させたか分からないが、最初のころは、申立人が加入させないで、と申し出ていたので加入させていなかった。給料から保険料を引いているのであれば、社会保険事務所に納付していないはずはない。」との陳述が得られたこと、iii) 申立人は 53 年 10 月に再度、同社に入社しているが、その際、厚生年金保険被保険者資格の取得は入社から約 1 年後の 54 年 11 月 1 日であり、申立期間においても、入社後すぐに厚生年金保険の資格を取得していなかったとしても、不自然ではないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、元事業主の息子が、申立期間における雇用保険、厚生年金

保険、厚生年金基金及び健康保険の取扱いは、まとめて同時に加入手続をしているので、それぞれの加入時期が異なることはないと思うと記載した証明書を作成してくれたので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしいと主張しているところ、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格の取得記録がある4人の元従業員を抽出し、当該4人の雇用保険及びA厚生年金基金の記録を確認したところ、4人のうち3人の元従業員の雇用保険、厚生年金保険及び厚生年金基金の記録が、申立人の主張どおり一致しているものの、ほかの1人は一致しておらず、必ずしも、全員の社会保険の記録が一致していないことが認められる。

また、元事業主の息子は、「前回の申立てが訂正不要となった後、申立人から上述の証明書作成を依頼され、申立人が持参した原稿どおりに証明書を作成したが、私は、申立期間当時はB社でC業務従事者をしており、D業務をしていなかったため、私がD業務をしていた昭和50年代当時の取扱いを記載した。しかし、実際には同年代当時は雇用保険に加入させてから、しばらくした後、厚生年金保険に加入させていたと思う。また、申立人は、申立期間当時、給与から保険料を控除していた旨も記載するよう求めてきたが、申立期間当時の事務担当者は、事業主である私の父親であり、私は、控除されていたか否かを知りうる立場ではなく、根拠の無いことは記載できないので断った。」と陳述している。

さらに、E健保組合及びA厚生年金基金は、健康保険、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格の取得及び喪失に係る事務処理について、複写式(5枚複写)の様式を使用していたとしており、厚生年金基金に提出された届出書と同一のものが社会保険事務所に提出されていたものと考えられることから、仮に、当該事業所が、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得の届出を、申立人の主張どおり、雇用保険の資格取得日と同日の昭和47年5月21日付けで行ったとしても、上述の厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が、資格取得日を31か月後の49年1月7日と誤って処理したとは考え難い。

加えて、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した10日後の昭和49年1月17日に払い出されていることが認められる。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月21日から33年8月1日まで
② 昭和33年11月13日から34年11月16日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和30年12月21日にB市C区のD社(現在は、E社)F社支店ビルにあったA社に入社し、その後、同社が同市G区に移転後の34年11月20日まで継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している同僚一人の陳述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日の昭和33年8月1日であり、また、同社は同年11月30日に適用事業所ではなくなっていることから、申立期間①及び②は適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社の所在地を管轄する法務局において、同社に係る商業登記の記録は確認できない。

さらに、A社に申立人より先に入社していたとする元同僚の厚生年金保険の加入記録を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年8月1日に資格を取得していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた16人中、10人及び上述の同僚が名前を挙げた同僚2人は、A社において厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、上述の同僚二人は、「申立期間①及び②当時、厚生年金保険料が控除

されていたか分からない。健康保険被保険者証も使ったことがなく、あったかどうか分からない。」と陳述しているところ、上述のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄において、健康保険被保険者証が返却された「証返」の記載が確認できる。

さらに、A社は、上記のとおり昭和33年11月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も所在不明であるため、申立人の保険料控除等の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、所持していた申立期間当時の給与明細書原本を、平成9年に社会保険事務所へ提出後、返却されていないと主張しているが、年金事務所では、給与明細書の原本を預かることは無いと回答している上、申立人は、当該給与明細書の様式はH社の高さ12mm又は15mm、幅280mm又は400mmであったとしているところ、H社は、そのような様式の給与支給明細書は取り扱っていないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月ごろから 45 年 3 月ごろまで
② 昭和 45 年 4 月ごろから 47 年 3 月ごろまで
③ 昭和 47 年 4 月ごろから 52 年 3 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①、②及び③について加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①は、中学校を卒業後、父の知り合いの紹介でB市にあったA社に昭和 34 年 4 月に入社し、C業務等をし、45 年 3 月ごろまで勤務していた。申立期間②は、同年 4 月ごろにD市にあった、E社のF店へ入社し、2年ほど「G製品」のH業務に従事した後、47 年 3 月に退職した。申立期間③は、A社のときから知り合いであったI社の従業員の紹介で同年 4 月に入社し、52 年 3 月に退職するまでの期間、J業務をしていた。

申立期間①、②及び③について、いずれも勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社の所在地に関する具体的な陳述及び同社の得意先の役員であった者の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同社を管轄する法務局においても、商業登記の記録が確認できない。

また、申立人が名前を記憶している事業主及び同僚一人をオンライン記録により検索を行ったが、いずれも個人を特定できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらなかった。

加えて、申立人の厚生年金保険料控除に係る記憶は明確ではなく、このほかに、申立人の申立期間①における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人が名前を記憶していた複数の同僚等、F店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある8人中、所在が判明し、回答が得られたうちの1人の陳述及び申立人の所持するK社が作成した賞状の記載内容等から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、F店で勤務していたことが推認できる。

しかし、F店は、オンライン記録では昭和45年7月22日から46年8月21日の期間が厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、45年7月22日以前及び46年8月21日以降は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主の妻は、「申立期間当時の資料は残っておらず確認できる物は無いが、当時、H業務社員の方には請負で仕事をしてもらっていた。H業務従事者の方の中には、厚生年金保険及び健康保険は入っていなかった社員もいたと思う。」と陳述しているところ、上述の回答が得られた同僚2人が名前を挙げた同僚の4人は、上述の被保険者名簿において記録が無い。

さらに、オンライン記録により、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらなかった。

加えて、F店に係る上述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の保険料控除に係る記憶は明確ではなく、このほかに、申立人の申立期間②における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人が名前を記憶していた4人及びI社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録があり、所在が判明し回答が得られたうちの6人は、「時期は分からないが、申立人がJ業務をしていた。」と陳述していること、及び申立人の所持するI社の旅行写真から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、I社は、昭和56年12月20日に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、申立期間当時の役員は、「申立人及びもう一人は、K業務請負契約でJ業務に従事していた。社員ではないので、厚生年金保険等には加入させてい

なかった。」と陳述しているところ、申立人と同職種であった同人も、上述の被保険者名簿において被保険者記録が確認できない。

さらに、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 5 日から 43 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、A市にあるB社に勤務していた時期であり、C業務を担当しており、保険料が控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB社の所在地、事業主及び当該事業所の顧客を記憶しており、それらが同社でD業務従事者として勤務していた同僚の陳述と符合すること等から、期間の特定はできないものの、申立人は同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録を確認することができない。

また、申立人は、事業主については名前を記憶しているものの、個人を特定することができない上、同僚については名前を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等について確認することができない。

さらに、昭和 50 年 6 月から 4 年間、B社でD業務従事者として勤務していた同僚は、勤務期間当時に国民年金に加入しており(保険料は未納)、また、同氏が勤務していたころの同僚として名前を挙げた 3 人は、勤務期間に国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人は、申立期間のうち昭和 40 年 1 月から 41 年 9 月までの期

間については国民年金保険料を納付していることが、オンライン記録により確認できる。

また、オンライン記録により、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 1 月ごろから同年 9 月 1 日まで
② 昭和 25 年 3 月 1 日から 26 年 5 月ごろまで

A 社（現在は、B 社）C 工場に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に確認したところ、昭和 24 年 9 月 1 日から 25 年 3 月 1 日までの加入記録は見つかったが、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、申立期間は、通勤のため同社の近辺である D 市に住居を異動し、少なくとも 2 年から 3 年間は勤務したため 6 か月の加入記録には納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A 社 C 工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社が作成し保管する「厚生年金保険加入記録簿」に記載されている申立人の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険事務所の記録と一致しており、同社の事務担当者は、「当該記録簿どおりに資格得喪の届出及び保険料控除を行ったと考える。」と回答している。

また、E 共済組合は、「申立人の人事記録が残っていなければ、社員ではなかったと思われる。社員であれば、人事記録が残っているはずである。また、昭和 25 年に本社を解散し、新会社を立上げているが、同年前後の期間は整理解雇を連発していた時期で、従業員が何万人もいたため、いきなり解雇ということはなく、下請の会社に雇用されていた時期だった。この時期に記録が無いのであれば、途中から下請の会社に行っていた可能性もある。」旨回答している。

さらに、元従業員の一人名は、「私は、F業務だったが、F業務関係は社員のみであり、G業務は下請の会社が担当していた。」と陳述しているところ、申立人は、「昭和24年ごろから1年間はC工場でG業務従事者の仕事をした。H社が関係していたと思う。C工場よりH組織から給与をもらっていた期間が長く、1年ぐらいは支給されていた。」と陳述している。

加えて、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある者のうち、54人を抽出し照会したところ、回答が得られた15人はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

なお、申立人が陳述したH社について、オンライン記録により「H社」で検索を行ったところ、13事業所が該当したため、これらの事業所における申立人の氏名を縦覧したが、いずれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 29 年 11 月 1 日に臨時従業員として入社し、その後、31 年 12 月 1 日に正社員となり、平成 7 年 2 月に退職するまで継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店が提出した社員名簿、臨時従業員名簿、労働者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間に同社C支店に勤務していたことが認められる。

しかし、A社B支店が提出した厚生年金保険台帳によると、申立人は、昭和 33 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致している。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に加入記録のある従業員のうち、所在が判明した7人に照会したところ、回答のあった4人のうちの2人は、いずれも「入社して何年か経ってから厚生年金保険に加入したのを覚えている。」と陳述しているところ、回答のあった4人のうち3人は、当人が記憶している入社日から16か月から60か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社B支店の総務担当者は、申立期間の保険料控除について、「申

立期間当時の賃金台帳は無いが、記録が無いのに保険料だけ控除するとは考えられない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も間違いなく同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した昭和 50 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、申立人は、C社勤務を経て、新規設立の関連会社であるA社に異動したとしていることから、C社及びA社双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見たところ、A社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している8人のうち、申立人以外にも2人がC社から異動していることが確認でき、当該2人も、C社における被保険者資格を昭和 50 年 8 月 1 日に喪失しており、A社が適用事業所となった同年 10 月 1 日に被保険者資格を取得するまでの期間の被保険者記録が無い。

そこで、当該二人の同僚に照会をしたところ、一人は既に亡くなっており、もう一人は、「自身及び申立人の申立期間における保険料控除について、明確な記憶は無い。」旨陳述している。

また、B社は、「申立期間における資料は無いが、厚生年金保険の適用事業

所となる前に、従業員給与から厚生年金保険料を控除するようなことはなかったはずである。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、B社はD業種である旨確認でき、A社も同業種であったと考えられるところ、当時の厚生年金保険法において、F業種は、法人であっても厚生年金保険の非適用業種とされていた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7794

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和 40 年 3 月 1 日に入社し、42 年 10 月 25 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社(B市C区)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は昭和 41 年 5 月 1 日にいったん適用事業所ではなくなっており、同年 9 月 1 日に改めて移転先のD市において適用事業所となっているが、申立期間は適用事業所とはなっていない期間に当たるところ、複数の同僚から「申立期間は、A社が事業所を移転した端境期の時期であった。」との陳述が得られた。

また、A社が適用事業所ではなくなった日において、事業主及び申立人を含む全員が被保険者資格を喪失し、同社移転後の適用事業所となった日に事業主及び申立人を含む 17 人が改めて被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、これら同僚の中からは、「A社の移転時期である申立期間においては、厚生年金保険に入っておらず、保険料も給与から控除されていなかったように思う。」旨陳述があった。

加えて、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認

することができない。

また、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い上、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月から36年3月まで

私は、申立期間においてA社内のB社で勤務していた。B社と一緒に勤務していた実弟は、A社において厚生年金保険に加入していたと思われるのに、私の記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の氏名及び業務内容等を具体的に記憶しており、これらの内容が同僚の陳述等と符合していることから判断すると、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人は、A社内のB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間後の昭和41年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、B社は、平成15年3月27日に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

一方、申立人は、当時、B社と一緒に勤務していた実弟にはA社での厚生年金保険の加入記録があり、ほかの同僚も同様に加入していると思われるのに、自分の加入記録が無いのは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人がB社での当時の同僚として名前を挙げた実弟を含む12人の厚生年金保険の被保険者記録を調査した結果、B社の事業主及び実弟等の4人については、いずれも昭和34年10月2日付けでA社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、このうちB社の事業主等3人は、既に亡くなっているか、又は所在不明のため、当時の事情を照会できず、唯一陳述を得られた実弟からは、「私たちはB社の従業員で、A社の従業員ではなかったが、当時、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、A

社の計らいにより、便宜上、同社において厚生年金保険に加入することができた。ただし、加入手続時点で在籍していなかった者は、同社で厚生年金保険に加入することはなかった。また、実兄である申立人は、当時辞めたり入ったりを繰り返していたので、同社で加入手続がされなかったと思う。」旨の陳述が得られたほか、上記4人以外にB社の従業員が、その後においてもA社において厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間当時に記録の有る84人を抽出し、所在の判明した33人に照会し、12人から回答を得られたところ、うち3人は、「B社は、A社の下請業者の一つであり、申立期間当時、B社を含め下請業者は、厚生年金保険に加入していなかった。仮に、当社で加入しているB社の従業員がいるのであれば、当社が何らかの便宜を図ったものと思われる。」旨陳述している上、ほかの同僚は、「申立人は、B社に通算すると、長く勤務していたが、その間辞めたり入ったりを繰り返しており、常勤していなかったように記憶している。」旨を陳述している。

さらに、申立人がB社での同僚として名前を挙げた上記12人のうち、ほかの8人には、いずれも申立期間当時においてA社での被保険者記録は見当たらない上、このうち陳述の得られた同僚は、「B社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたが、当時、厚生年金保険には加入していなかったと思うし、厚生年金保険料については、B社が適用事業所となって加入した以降、給与から控除されるようになったと記憶している。」旨陳述している。

なお、A社は、平成12年2月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は、既に亡くなっているか又は所在不明であることから、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 16 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 36 年 8 月 25 日から 41 年 4 月 26 日まで
③ 昭和 41 年 6 月 26 日から 43 年 8 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、記載内容に疑義は認められないとともに、申立期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書に記載された申立人の当時の住所地に近い郵便局での隔地払い（通知払い）となっていることが確認できることから、申立人の脱退手当金の支払通知書は、申立人の当時の住所地宛に送付され、申立人は当該郵便局で脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和 43 年 12 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年7月から20年3月1日まで
② 昭和20年3月1日から22年6月17日まで
③ 昭和22年6月17日から23年5月まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。夫は同社には、昭和17年7月から23年5月まで、陸上勤務の従業員として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社提出の申立人に係る人事名簿から、申立人が申立期間に同社で勤務したことが確認できる。

しかし、当該人事名簿を見ると、申立人は、昭和20年3月1日までは船員であった旨が記載されているところ、A社は、「人事名簿から、申立人は、申立期間において船員であったことが確認できるため、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していない。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、上記の人事名簿及び同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務したことが確認できる。

しかし、当該人事名簿を見ると、申立人は、昭和20年3月1日から休職し

た旨が記載されているところ、A社は、「申立期間当時、当社では、休職者を厚生年金保険には加入させていなかった。人事名簿から、申立人は、申立期間当時、休職していたことが確認できるため、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していない。」と陳述している。

また、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、上記の人事名簿を見ると、申立人は、昭和22年6月16日にA社を退職したことが記載されている。

また、上記の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明した10人に照会したが、このうち回答があった3人は、いずれも申立人を知らないと陳述しており、元従業員からも、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月 30 日から 45 年 1 月 17 日まで
② 昭和 47 年 6 月 20 日から同年 10 月 1 日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A氏所有のB船で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同船舶には、16歳の時から20歳になるまで継続して勤務したので、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA氏所有のB船に乗り、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B船の船舶所有者であり、また、申立人が同船舶の船長であったとするA氏は所在不明のため、同氏から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚に照会を行っても、回答が得られなかったほか、A氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元乗組員のうち、所在が確認できた一人は、申立人を記憶しているものの、申立人がB船で勤務した時期を記憶していないため、同僚等からも、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 7 月 22 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、専門学校生であった昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの 2 年間、アルバイト社員として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社B支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人の資格取得日は昭和 49 年 7 月 22 日と記載されており、オンライン記録と一致する。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同社に勤務していたとする昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までに資格を取得している元従業員のうち 27 人に照会を行ったところ、聴取することができた 14 人中 1 人が申立人を記憶していたものの、同人は、「私が昭和 49 年 7 月にA社B支店に入社したときには、申立人はまだ勤務しておらず、申立人が同社で勤務した期間も短かったと思う。」と陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、A社は、申立期間当時のアルバイト社員に係る人事記録及び賃金台帳等の保険料控除を確認できる資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7800 (事案 3579 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 11 月 11 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、申立期間について年金記録確認第三者委員会へ加入記録の訂正を申し立てたが、当該期間の厚生年金保険料控除を確認できないなどとして、申立ては認められなかった。

今回、特段の新たな事情は無いが、申立期間はA社で勤務していたことは間違いないので、再度申立てを行う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社で申立期間のみ勤務した元従業員は申立人を記憶しておらず、また、申立期間以降も継続して同社に勤務した同僚はいずれも申立人の入社時期を記憶していないため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない上、同社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できないため、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、再申立てに当たり特段の新たな事情は示されていないが、申立人は、申立期間にA社で勤務していたことは間違いないので、当該期間は同社で厚生年金保険に加入していたはずであると主張している。

しかし、今回、申立人から新たに氏名が挙がった同僚については、既に、前回の申立てにおいて聴取を行っており、同人は、「私は、申立人よりも後にA

社に入社したので、申立人の入社時期は分からない。」と陳述しているため、同人から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A事務所に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同事務所には、昭和 55 年 4 月から 57 年 4 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の陳述から、申立人が昭和 55 年 12 月から 57 年 9 月 30 日まで、A事務所で勤務していたことが認められる。

しかし、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 62 年 11 月 2 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、事業主は、「当事務所は、個人事業所である。申立期間当時、従業員数は 3 人であり、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、保険料も控除していない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月 6 日から 56 年 7 月 1 日まで
② 昭和 58 年 5 月 18 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与支給明細票を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人提出の給与支給明細票を見ると、昭和 55 年 8 月を除き、オンライン記録上の標準報酬月額（26 万円）よりも高い給与額（家賃補給金を含む。）を支給されていることが確認できるが、同年 8 月を除く厚生年金保険料の控除額は、いずれの月も 9,620 円と記載されており、オンライン記録上の標準報酬月額（26 万円）に基づく保険料と一致している。

また、昭和 55 年 8 月については、給与支給明細票において、32 万円の標準報酬月額に基づく保険料を控除されているが、B社は、「当社では、当該月の

保険料をその翌月の給与から控除し、社会保険事務所(当時)に納付している。」と陳述しているところ、オンライン記録によれば、申立人の申立期間直前の期間における標準報酬月額が32万円であることが確認できることから、同年8月の給与支給明細票において記載されている厚生年金保険料は、同年7月に係る保険料と考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額(32万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人提出の給与支給明細票を見ると、給与支給額(家賃補給金を含む。)に基づく標準報酬月額は、昭和58年8月を除き38万円(昭和58年8月は、41万円)であり、オンライン記録と一致しているほか、厚生年金保険料の控除額は、いずれの月も1万4,060円と記載されており、オンライン記録上の標準報酬月額(38万円)に基づく保険料と一致している。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人提出の給与支給明細票を見ると、給与支給額(家賃補給金を含む。)に基づく標準報酬月額は、いずれの月も47万円(申立期間当時の最高等級額)であるが、厚生年金保険料の控除額は、いずれの月も2万0,240円と記載されており、オンライン記録上の標準報酬月額(44万円)に基づく保険料と一致している。

このほか、申立人が申立期間③において、その主張する標準報酬月額(47万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。